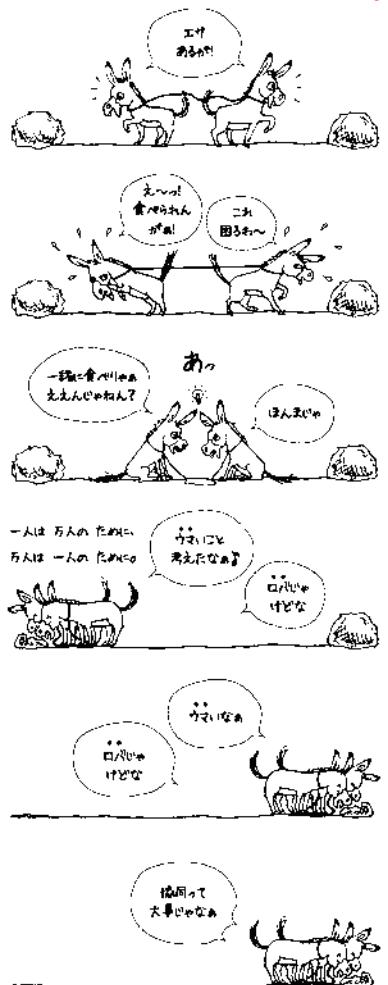


COOPERATION!



2頭のロバ
協同する事の大切さを2頭のロバに例えて表現しています。

おかやまコープ。

活動の手引き 2023



生協の理念や取り組みが
しっかりわかる!



おかやまコープの理念

- ◎ 思いやりの心でつなぐ人間らしい
ゆとりのある暮らしの創造
- ◎ 参加・自主・自立て学び成長する
多数者組織の実現
- ◎ 協同と連帯がはぐくむ組織と地域
社会の発展

目次 INDEX

生協つて?

生協とは	7
出資金のあり方と出資配当	8
協同組合原則	9
生協の21世紀理念・ビジョン・おかやまコープのスローガン・2023年度方針	10
おかやまコープのビジョンと「10年後のありたい姿」	11
SDGsとおかやまコープの取り組み	13
エシカルなお買い物	15
生協法と定款	17
総代会と総代	18
おかやまコープの事業活動	19
組合員特典	21
総合マネジメント方針	24
おかやまコープのあゆみ	25

生協の活動	組合員組織	26
	組合員の声を反映するしきみ	30
	コミュニケーション活動	31
	商品の活動	32
	商品の安全・品質保証の取り組み	33
	食品添加物に対する考え方	34
	産直商品に対する考え方	35
	たべる・たいせつ活動	36
	地域社会づくりへの参加	38
	おかやまコープ生活支援サービス	39
ルールなど	子育て応援の取り組み	41
	ぐらしを守る活動	43
	環境を守る活動	44
	平和の活動	45
	国際協力支援活動	47
	おかやまコープクラブ	49
	ぐらしのサポーター	50
	会議・企画 開催ガイド	52
	会議室 定員表	53
	コープ委員会の活動について	54
団協体力	CO・OPくみかつ広場	56
	コープわいわい広場	57
	コープ委員会活動費	58
	コープ委員会活動費と個人の活動費	59
	コープ委員会規則	61
	ブロック委員会規則	62
	エリア委員会規則	63
	組合員活動委員会規則	65
	個人情報の取り扱いについて	66
	広報物作成時の注意事項	68
なご事業所	組合員諸会議費用規程	70
	組合員活動施設(センター・店舗)の使用について	72
	活動中の事故に備えての補償制度	74
	緊急災害時、気象警報発令時の対応	75
	公益財団法人おかやま環境ネットワーク	77
	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	78
	おかやまコープの事業所一覧・問合せ先	83
	わたしたちの施設とエリアマップ	87

平和とよりよい暮らしのために

2023 CALENDAR

2023.4~2024.3

	月	火	水	木	金	土	日
4		1 3 10 17 24	2 4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	8 15 22 29
5		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27
6		1 5 12 19 26	2 6 13 20 27	3 7 14 21 28	4 8 15 22 29	5 11 18 25	6 12 19 26
7		1 10 17 24 31	2 11 18 25	3 12 19 26	4 13 20 27	5 14 21 28	6 15 22 29
8		1 7 14 21 28	2 8 15 22 29	3 9 16 23 30	4 10 17 24 31	5 11 18 25	6 12 19 26
9		1 11 18 25 30	2 12 19 26	3 13 20 27	4 14 21 28	5 15 22 29	6 16 23 30
10		1 2 9 16 23 30	2 3 10 17 24 31	3 4 11 18 25	4 5 12 19 26	5 6 13 20 27	6 7 14 21 28
11		1 6 13 20 27	2 7 14 21 28	3 8 15 22 29	4 9 16 23 30	5 10 17 24	6 11 18 25
12		1 4 11 18 25	2 5 12 19 26	3 6 13 20 27	4 7 14 21 28	5 8 15 22 29	6 9 16 23 30
1		1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27
2		1 5 12 19 26	2 6 13 20 27	3 7 14 21 28	4 8 15 22 29	5 9 16 23 30	6 10 17 24 31
3		1 4 11 18 25	2 5 12 19 26	3 6 13 20 27	4 7 14 21 28	5 8 15 22 29	6 9 16 23 30

2023 年度年間予定表

2023年	4月	5月	6月
	3月5週	1月	5月1週
2日		2火	2金
3月	4月1週	3水 憲法記念日	3土
4火		4木 みどりの日	4日
5水		5金 こどもの日	5月 6月1週
6木		6土	6火
7金		7日	7水
8土		8月 5月2週	8木
9日		9火	9金
10月	4月2週	10水	10土
11火		11木	11日
12水		12金	12月 6月2週
13木		13土	13火 第67期通常総代会
14金		14日	14水
15土		15月 5月3週	15木
16日		16火	16金
17月	4月3週	17水	17土
18火		18木	18日
19水		19金	19月 6月3週
20木		20土	20火
21金		21日	21水
22土		22月 5月4週	22木
23日		23火	23金
24月	4月4週	24水	24土
25火		25木	25日
26水		26金	26月 6月4週
27木		27土	27火
28金		28日	28水
29土 昭和の日		29月 5月5週	29木
30日		30火	30金
		31水	

7月	8月	9月
1 土	1 火	1 金
2 日	2 水	2 土
3 月	3 木	3 日
4 火	4 金	4 月
5 水	5 土	5 火
6 木	6 日	6 水
7 金	7 月	8月2週 7 木
8 土	8 火	8 金
9 日	9 水	9 土
10 月	10 木	10 日
11 火	11 金 山の日	11 月 9月2週
12 水	12 土	12 火
13 木	13 日	13 水
14 金	14 月 8月3週	14 木
15 土	15 火	15 金
16 日	16 水	16 土
17 月 7月3週 海の日	17 木	17 日
18 火	18 金	18 月 9月3週 敬老の日
19 水	19 土	19 火
20 木	20 日	20 水
21 金	21 月 8月4週	21 木
22 土	22 火	22 金
23 日	23 水	23 土 秋分の日
24 月 7月4週	24 木	24 日
25 火	25 金	25 月 9月4週
26 水	26 土	26 火
27 木	27 日	27 水
28 金	28 月 8月5週	28 木
29 土	29 火	29 金
30 日	30 水	30 土
31 月 8月1週	31 木	

10月	11月	12月
1 日	1 水	1 金
2 月	2 木	2 土
3 火	3 金 文化の日	3 日
4 水	4 土	4 月 12月1週
5 木	5 日	5 火
6 金	6 月 11月2週	6 水
7 土	7 火	7 木
8 日	8 水	8 金
9 月 10月2週 スポーツの日	9 木	9 土
10 火	10 金	10 日
11 水	11 土	11 月 12月2週
12 木	12 日	12 火
13 金	13 月 11月3週	13 水
14 土	14 火	14 木
15 日	15 水	15 金
16 月 10月3週	16 木	16 土
17 火	17 金	17 日
18 水	18 土	18 月 12月3週
19 木	19 日	19 火
20 金	20 月 11月4週	20 水
21 土	21 火	21 木
22 日	22 水	22 金
23 月 10月4週	23 木 勤労感謝の日	23 土
24 火	24 金	24 日
25 水	25 土	25 月 12月4週
26 木	26 日	26 火
27 金	27 月 11月5週	27 水
28 土	28 火	28 木
29 日	29 水	29 金
30 月 11月1週	30 木	30 土
31 火		31 日

2024 年度年間予定表

※2024年度は変更される場合があります。

2024年 1月		2月		3月	
1 月	1 月 1 週 元日	1 木		1 金	
2 火		2 金		2 土	
3 水		3 土		3 日	
4 木		4 日		4 月	3月 1 週
5 金		5 月	2月 1 週	5 火	
6 土		6 火		6 水	
7 日		7 水		7 木	
8 月	1月 2 週 成人の日	8 木		8 金	
9 火		9 金		9 土	
10 水		10 土		10 日	
11 木		11 日	建國記念の日	11 月	3月 2 週
12 金		12 月	2月 2 週 振替休日	12 火	
13 土		13 火		13 水	
14 日		14 水		14 木	
15 月	1月 3 週	15 木		15 金	
16 火		16 金		16 土	
17 水		17 土		17 日	
18 木		18 日		18 月	3月 3 週
19 金		19 月	2月 3 週	19 火	
20 土		20 火		20 水	春分の日
21 日		21 水		21 木	
22 月	1月 4 週	22 木		22 金	
23 火		23 金	天皇誕生日	23 土	
24 水		24 土		24 日	
25 木		25 日		25 月	3月 4 週
26 金		26 月	2月 4 週	26 火	
27 土		27 火		27 水	
28 日		28 水		28 木	
29 月	1月 5 週	29 木		29 金	
30 火				30 土	
31 水				31 日	

4月		5月		6月	
1 月	4月 1 週	1 水		1 土	
2 火		2 木		2 日	
3 水		3 金	憲法記念日	3 月	6月 1 週
4 木		4 土	みどりの日	4 火	
5 金		5 日	こどもの日	5 水	
6 土		6 月	5月 2 週 振替休日	6 木	
7 日		7 火		7 金	
8 月	4月 2 週	8 水		8 土	
9 火		9 木		9 日	
10 水		10 金		10 月	6月 2 週
11 木		11 土		11 火 第68期通常総代会(予定)	
12 金		12 日		12 水	
13 土		13 月	5月 3 週	13 木	
14 日		14 火		14 金	
15 月	4月 3 週	15 水		15 土	
16 火		16 木		16 日	
17 水		17 金		17 月	6月 3 週
18 木		18 土		18 火	
19 金		19 日		19 水	
20 土		20 月	5月 4 週	20 木	
21 日		21 火		21 金	
22 月	4月 4 週	22 水		22 土	
23 火		23 木		23 日	
24 水		24 金		24 月	6月 4 週
25 木		25 土		25 火	
26 金		26 日		26 水	
27 土		27 月	5月 5 週	27 木	
28 日		28 火		28 金	
29 月	5月 1 週 昭和の日	29 水		29 土	
30 火		30 木		30 日	
31 水		31 金			

● 生協とは

生協は、「生活協同組合」の略で、数ある「協同組合」の一つです。よりよく暮らしを願う組合員一人ひとりが主役で、「出資」・「利用」・「運営」していく組織です。

大切にしている「三つの原則」があります。

みんなで
出資

生協を支える出資金

組合員一人ひとりの出資で生協は運営されています。
組合員のみなさんからお預かりした出資金は、
生協の事業を支える大切な元手です。

みんなで
利用

生協の利用者は組合員

組合員一人ひとりが商品やサービスを利用します。
原則として組合員以外の方の利用(員外利用)は認められていません。

*生協の事業は、出資した組合員のために行われているという考え方にもとづいています。

みんなで
運営

生協の運営も組合員自身の手で

商品や生協についての「声」を届けたり、組合員の代表である総代が総代会で大切なことを決めます。
みんなの声と参加にもとづいて民主的に運営します。

*参加は、活動参加だけでなく、事業の利用も参加の第一歩と考えられています。



● 出資金のあり方と出資配当

組合員みんなで出資し、利用、運営するという生協のしくみの中で、出資金は、わたしたちが自らのくらしと健康を守るために出しあう資金です。

1. 出資金のあり方

- ・ 借入金によらずに生協の事業活動を強めるためには、多くの組合員の参加で、積み立て増資やつり銭増資を通じて1ヶ月の利用高まで増資することが大切です。
- ・ 1992年の総代会で、より多くの組合員で生協を支えるために、出資金の上限を50万円としました。
- ・ 出資金の性格上、自由にいつでも出し入れするものではありません。やむをえない理由により減資する場合は、事業年度の末日90日前(12月末)迄に届け出をし、事業年度末(3月)に減資することができます。

2. 出資配当金

- ・ 事業活動で剰余金が出たときは、総代会の決定により生協法と定款で定められた積み立て(法定準備金・教育事業等繰越金)をした上で、出資金に対する配当を行っています。

3. 出資配当率

- ・ 出資金は、生協の事業活動をみんなで支える資金ですから、利益配当を求めるようなお金ではありません。このため、出資配当率は、生協の社会的な影響も考慮しながら、市中金利に近い率及び経営状況を踏まえて設定します。

● 協同組合原則

協同組合原則は、1844年イギリスロッチデールで始まった協同組合の実践から生まれ、世界の協同組合運動に通じる原則です。1995年9月に開催された、国際協同組合同盟(ICA)100周年大会で、世界の協同組合の活動の指針を示す新しい協同組合原則が決めされました。

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

協同組合とは【定義】

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織です。

大切にすること【価値】

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とします。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とします。

協同組合として実践すること【実践のための指針】

- 第1原則 自発的で開かれた組合員制
- 第2原則 組合員による民主的管理
- 第3原則 組合員の経済的参加
- 第4原則 自治と自立
- 第5原則 教育、訓練および広報
- 第6原則 協同組合間協同
- 第7原則 コミュニティへの関与



<https://jccu.coop/about/vision/ica.html>

● 生協の21世紀理念

自立した市民の協同の力で人間らしいくらしの創造と持続可能な社会の実現を

● 日本の生協の2030年ビジョン

つながる力で 未来をつくる
— CO·OP 2030 —

● おかやまコープのスローガン

体感・実感・共感 もっとつながる そして安心

● おかやまコープの2023年度方針

I.生涯にわたる心ゆたかなくらし

「たすけあいの組織」である協同組合として、宅配、店舗、共済、福祉、子育て、夕食宅配や生活支援サービスなど事業ネットワークの連携により、食を中心に一人ひとりのくらしに役立ちを高め、誰もが生涯を通じて利用できる事業を目指します。

II.安心してくらし続けられる地域社会

生活インフラのひとつとして、地域になくてはならない存在となり、地域ネットワークの一翼を担います。

III.誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本

世界の人々とともに、持続可能で、お互いを認め合う共生社会を実現していきます。

IV.組合員と生協で働く誰もが活き活きと輝く生協

未来へと続く健全な経営と、一人ひとりの組合員と働く誰もが活き活きと輝く生協をつくります。

V.より多くの人々がつながる生協

より多くの人々がつながる生協をつくりあげ、連帯と活動の基盤を強化します。

おかやまコープのビジョンと「10年後のありたい姿」



○ おかやま つなが り育む 笑顔広がる

安心感に包まれ、夢や希望をつなぎを地域社会の中で役立つことができます。

こんなことが

おかやまコープ再建40周年の2014年、「10年後のおかやまコープのありたい姿」を募集し、組合員や職員から寄せられたご意見などを参考に作成しました。



SDGsとおかやまコープの取り組み

おかやまコープは、今後のありたい姿としてビジョン「つながり育む 笑顔広く 事業や活動は「SDGs(持続可能な開発目標)」と重なりあうものが多く、

がる 豊かなくらし」と22の実現目標を掲げています。
特に関係の深い「エシカル消費」を最重点に取り組みをすすめます。

<p>1 貧困をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの未来アクション ・フードバンク ・フードドライブ 	<p>2 飢餓をゼロに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニセフ活動 ・学校給食プログラム支援 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMDA母子健康格差是正事業 ・ピンクリボン運動 ・障がい者ノルディックスキー応援
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たべる・たいせつ出前授業 ・消費者市民社会づくりの活動 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポート ・女性活躍推進 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンゴラ学校づくりの支援 ・AMDA基金
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での省エネなくらし ・再生可能エネルギーの推進 ・施設・設備の省エネルギー化 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハートコープ ・健全な組織運営 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コープファームおかやま(耕作放棄地活用) ・循環型農業の応援
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェアトレード商品 ・ユニセフ活動 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り活動 ・被災地支援 ・は～とふる 	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おかやま育ち、コープの産直 ・エシカル消費の推進 ・廃棄物削減
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル活動 ・マイバッグ運動 ・森林資源を守る 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アマモ場再生 ・海の資源を守る ・サンゴ礁再生 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里海米 ・棚田守り隊 ・レインフォレスト・アライアンス
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピースアクション ヒロシマ・ナガサキ ・NPT再検討会議 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会づくり ・協同組合間 	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>(2022年9月改訂)</p>



～私と誰かの笑顔につながる～ エシカルなお買い物

地域 Community



地産・地消 の推進

国内・県内産商品を利用することで、地域農業の活性化・環境保全などに取り組んでいます。



「コープの産直」

「産直」の実現によって、岡山県内の畜産農家や酪農家を買えることができ、安定供給につながります。

「おかやま育ち」

主要原材料に岡山県産の農水畜産物を使い、おかやまコープおよびコープCSネットが開発した商品と県内商品です。

コープの産直、
「おかやま育ち」
の商品

拠出先

コープ地域づくり協働基金

おかやま育ち商品ご利用1点につき0.2円が積み立てられます。だれもが安心して暮らせる地域づくりをめざし、地域の課題に取り組む活動をすすめています。

- コープ産直こめたまご生産者支援基金
- せとうち里海再生支援基金
- 諸団体と連携しての地域づくりへの参加のための費用

●コープ産直こめたまご生産者支援基金

コープ産直こめたまご生産者の家畜疫病の発生など不慮の被害に対して損害への補填や事業再開への支援を行います。

社会 Society

CO·OPコアノンスマイルスクールプロジェクト

利用1点に対し1円がユニセフ主催のアンゴラ共和国「子どもにやさしい学校づくり」プロジェクトへの支援になります。



アンゴラ
共和国の
子どもたち



CO·OP×レッドカップキャンペーン

利用1点に対し1円を積み立て、国連WFP協会を通してミャンマーの子どもたちに学校給食を届けるために使われます。



飢餓から救う。
未来を救う。
WFP
国連世界食糧計画

未来へ続く世界の実現のために、おかやまコープでは「地域・社会・環境・人々」の4つの視点ですすめます。



生協つて?

環境 Environment

もずく基金

対象商品1点の利用に対し宅配は2円、店舗は1円を積み立て、沖縄県恩納村のサンゴ礁再生に役立てます。



植え付けられた
サンゴ



※対象商品は
恩納村産
もずく
全16品目



県藻場環境調査事業への
寄付金贈呈(2022年)

●せとうち里海再生支援基金

瀬戸内の豊かな海を育てる活動(アマモ場再生活動)を支えます。

人々 People

人々の「生きる」を支えることにつながる ピンクリボン運動

コープ化粧品1点につき1円をJ.POSH(日本乳がんピンクリボン運動)に寄付、乳がんに対する啓発活動や患者や家族の支援をすすめています。



障害者スキーチームの 活動を応援

身近な支援として「CO·OP応援食クッキーシリーズ」は、障害者ノルディックスキー日本ジュニアチームの活動を応援しています。

障害者ノルディックスキー
森 宏明 選手 (2019年撮影)



● 生協法と定款

わたしたちが組合員活動を行ったり、事業を利用したりしている生協には、その目的や運営ルールなどを定めている法律やきまりがあります。

■ 消費生活協同組合(生協法)とは

- ・生協は、1948年に制定され、2007年に大幅に改正された「消費生活協同組合法」(略して生協法)に基づいて、設立され運営されています。
- ・生協法は、生協の目的や仕組み、事業の内容などについて定めており、国際的に確認されている「協同組合原則」を生かしてつくられています。
- ・生協法の目的は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期すること」です。このことから、生協は「自発的な」組織であり、「生活の協同」の組織であるということを読み取ることができます。
- ・2007年の生協法改正により、県域規制・員外利用規制の一部緩和など、地域と消費者のニーズに応えた規制緩和が行われるとともに総代会、理事会など機関運営についてのルールが整備されました。

— 生協法第1条(目的) —

この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

■ 定款とは

- ・生協法の範囲内で、それぞれの生協のあり方を具体的に定めているのが「定款」です。
- ・「定款」の変更は総代会で、総代の3分の2以上の議決が必要です。
- ・「定款」には以下のようなことが定められています。
 - 生協全体について(目的、名称、事業、区域など)
 - 組合員について(組合員の資格、出資一口金額など)
 - 役員について(定数、選任、任期、理事会の議決事項など)
 - 総代会について(総代の定数、選挙、総代会の議決事項など)

— おかやまコープ定款第1条(目的) —

この消費生活協同組合は、協同互助の精神に基づき、民主的運営により組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

● 総代会と総代

生協では、公正で民主的な運営を保障するため、生協法47条に基づき、総代会を設けています。

■ 総代会とは

- ・「総代会」とは、生協の最高議決機関です。前年度1年間の事業や活動のまとめと新年度のすすめ方や予算を決める場です。また、おかやまコープの定款や各規約の改定、理事・監事の選任なども総代会で行います。毎年、6月に開催しています。

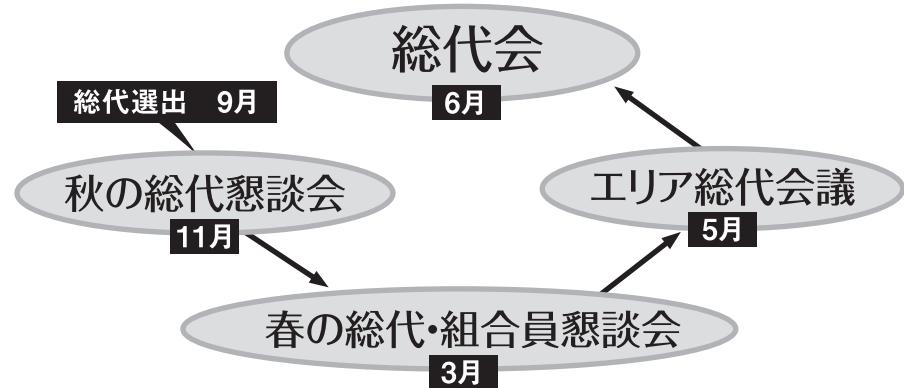
■ 総代とは

- ・「総代」とは、組合員の代表のことです。生協は、組合員一人ひとりが同じ権利を持ち、運営にかかわっていますが、34万人の組合員全員で物事を決めるのは大変ですので、組合員数に応じてブロック(選挙区)ごとに定数を決めて、組合員の代表として「総代」を選んでいます。

■ 総代の役割とは

- ・「総代」は、秋と春の総代懇談会、5月のエリア総代会議、6月の総代会に組合員の代表として参加します。「総代会」で、おかやまコープの事業や活動のまとめと新年度のすすめ方や予算を決める議案の議決に参加します。

■ 総代の参加する集まり



● おかやまコープの事業活動

協同組合では、組合員の想いや願いをみんなで確認し、それを具体的に実現するために事業を行います。

おかやまコープでは、商品の供給を行う購買事業（宅配・店舗）、共済事業、福祉事業を行っています。また、コープCSネット※の事業連合が2005年7月にスタートしました。

※コープCSネットは「生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合」の略称で、2005年7月22日に中国・四国地方の9生協で設立した事業連合です。

宅配事業

商品を毎週、決まった曜日・場所にお届けするだけでなく、山間部や離島などへも毎週お届けするなど買い物支援にもつながっています。また、班配では地域住民のコミュニティづくりに、個配は高齢者の支援や子育て応援などの役割も果たしています。決まった場所に商品を取りに来ていただくシステムのコープステーションも広がっています。夕食宅配「たべてん便」では食事作りや買い物が困難な方へ、栄養バランスのとれた夕食をお届けし、高齢者の見守りにも役立っています。

店舗事業

安全・安心のコープ商品をはじめ、鮮度・品質・品揃え・おいしさを充実させ、毎日のくらしにお役立ちできる商品を取り揃えています。また、くらしに役立つ情報の提供を通じて、地域に根ざしたお店をめざします。さらに、ポイント5倍デーやポイントプレゼント券の配布、コプカ（電子マネー）やクレジットカード・PayPayの利用、コープ携帯メールサービスなど楽しく・お得に・便利にお買い物いただけます。

共済事業

CO・OP共済は「組合員どうし困った時に助けてみたい」という「想い」から生まれた商品です。まさに「生協の理念である相互扶助」を形にした組合員のくらしをサポートする保障商品です。加入者の輪が広がることで、21年度9月にはジュニアコース30歳満期延長、22年度9月には《たすけあい》の大人向けコースの商品改定が実現しています。また、《CO・OP学生総合共済》《マイカーコープ》と幅広い世代への商品もラインアップし、引き続き保障分野でくらしのお役立ちを高めていきます。



福祉事業

高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けるために、介護保険サービスや地域資源の活用等を行い、介護に関する相談や申請代行等を行うケアマネジャーがいます。また、自宅での生活に不安や負担を感じたりする場合は、ヘルパーによる生活支援や身体介助等のサポート、日常生活動作の訓練や認知機能の維持、他者との関わりによる社会とのつながりを目的とした通いの場としてデイサービスを行い、高齢者の生活意欲と質の向上を目指しています。

おかやまコープの子会社

以下は、おかやまコープが組合員サービスのために作った会社です。

● (株)コープピーアンドエス

- ・くらしを豊かにするさまざまなサービスや商品、提携店を紹介しています。
- ・くらしのサービス（ふとんのリフォーム・丸洗い、颁布会・手芸キット・園芸・絵本）、学習教材（スマイルゼミ・月刊ポピー）、不要品の宅配買取り、ピアノ調律・移動・買取り、畳・障子・ふすまの張り替え、住宅リフォーム、ハウス（エアコン・キッチン・お風呂・トイレ）クリーニング、雑誌定期購読、白アリ駆除）
- ・組合員割引のあるお店（提携店：スーツ・衣料品（はるやま・青山）、スポーツ用品（ヒマラヤ）、スマートフォン（ソフトバンク・ワイモバイル）、振袖レンタル（ジョイフル恵利）、ペット葬（ペットピア））
- ・コープ葬祭サービス（葬祭・仏壇・仏具・遺品整理）
- ・保険（自動車保険、ケガ保険、交通傷害保険、がん保険、三大疾病保険、介護保険、医療保険、火災保険）
- ・コープツアーズ（旅行やプレイガイド）
- ・貸しホール「オルガホール」、貸し会議室、立体駐車場
- ・フィットネススペース「オルガ」（オルガ3階）
- ・喫茶「カフェ・グレン」（オルガ2階）

詳しくは
こちら▶



● (株)コープファームおかやま（農地所有適格法人）

耕作放棄地だった農地を再生利用し、鮮度・品質にこだわるとともに、極力農薬の使用を控え、より安全性の高い、美味しいトマトをつくります。地産地消の推進や雇用づくりに寄与しています。



▲ インスタグラム ▲ フェイスブック

● (株)ハートコープおかやま

(株)コープファームおかやまが行うトマト生産事業の農作業を担います。就労継続支援A型事業所「ももたろうファーム」を設立し、障がい者の就労支援を行っています。

● 組合員特典

■ 宅配

宅配のポイントについて

- ・利用金額の0.1%が、ポイントとして貯まります。
- ・月ご利用金額(税抜)に応じてポイントがプレゼントされます。

3万円以上～4万円未満	50ポイント
4万円以上～5万円未満	100ポイント
5万円以上	150ポイント
- ・その他、班利用の応援ポイント、ポイント〇倍、指定商品購入、生協お誘いポイントなどがあります。
- ・貯まったポイントは、1ポイント単位で使用することができます。
注文書右上のポイント欄へ1ポイント単位で記入いただくと、翌週の商品代金から使用ポイント分が値引きされます。
- ・500ポイント貯まるたびに500円自動値引きすることができます。
(申し込みが必要です)



個配手数料割引について

利用高割引のほか、小学生までのお子様がいらっしゃる方や介護認定をお受けの方、障がいをお持ちの方、「おかやま愛カード」(運転免許証自主返納カード)をお持ちの方などには、サポート割引もあります。



● 個配手数料（月額）(対象期間:毎月1日～末日)

月のご利用金額	通常手数料	サポート割引後は半額に!
1回5,000円(税抜) 未満の利用	月額800円(税込880円)	月額400円(税込440円) 回当り利用高割引はなし
1回5,000円(税抜) 以上の利用 (月利用35,000円(税抜)未満)	回当り利用高割引 ^(注1)	
月35,000円(税抜) 以上の利用	月額400円(税込440円) ^(注2)	月額200円(税込220円) 回当り利用高割引はなし

(注1)5,000円(税抜)以上利用した回数×100円(税込110円)を手数料割引。割引上限は月400円(税込440円)。月額手数料より割引。

(注2)回当り利用高割引はなし。月利用高割引は、月途中からの利用開始の場合、適用されません。

*月途中で個配を開始・停止された場合の手数料は、商品のお届け回数に応じて請求させていただきます。

*夕食宅配「たべてん便」、コープピーアンドエスのサービス利用代金、CO-OP共済は利用高割引の対象に含まれません。

サポート割引 ご本人または同居家族(同一生計)が、下記に該当する方が対象です。詳しくはお尋ねください。

子育てサポート	親子(母子)手帳交付～小学生までのお子様がいらっしゃる方
介護サポート	要支援・要介護認定されている方(事業対象者も含む)
障がいサポート	障害者手帳またはそれに準ずるものをお持ちの方
愛カードサポート	65歳以上の方のみの世帯で「おかやま愛カード」をお持ちの方、またはお車をお持ちでない世帯

■ 店舗

店舗のポイントについて

- ・お買い物金額200円(税抜)につき1ポイントお付けいたします。(※一部ポイント対象外商品があります)
- ・毎月第1日曜日はポイント5倍デー!
- ・500ポイント貯まると、レジで「500円お買物券」が自動発券されます。
- ・1ポイント(1円)からでも使用可能です。
- ・「ももっこカード」をお持ちの方は、毎月5・15・25日にレジでご提示いただくとお買い上げ金額に応じてポイントをプレゼントいたします。
- ・「おかやま愛カード」をお持ちの方は、レジでご提示いただくと、いつでも、お買い上げ金額に応じてポイントをプレゼントいたします。



お買い得情報

- ・月はじめの“得得の市”、月中ごろの“まんなかの市”では、割引セールを中心にお買い得企画が満載!
- ・コープ携帯メールサービスにご登録いただくと、チラシの日替わり商品のお知らせや割引クーポンを配信いたします。

おかやまコープのポイント制度

- お申し出いただくと、「宅配のポイント」と「店舗のポイント」が合算できます。
- ポイント(宅配・店舗)には有効期間があります。
- 2023年度に付与されたポイントは、2025年3月末までに使用しないと失効となります。(最大2年間の使用期間あり)

2023年度

宅配：2023年4月1回～2024年3月最終企画回
店舗：2023年4月1日～2024年3月31日

2024年度

宅配：2024年4月1回～2025年3月最終企画回
店舗：2024年4月1日～2025年3月31日

ポイント付与

2023年度に付与されたポイントは
2025年3月末までにお使いください。

ポイント使用

詳しくは宅配担当者もしくは店舗サービスカウンターにお尋ねください。

Check!

ポイント失効

■ 提携店割引について

お問い合わせ先／コーピーアンドエス TEL.086-256-7244 (月～金 9時～18時)
※割引内容は予告なく変更する場合があります。

スーツ・礼服



10% OFF

※他の割引券と併用の場合は、対象外となる場合があります。
●提携先:はるやま／青山

提携店 スポーツ用品

HIMARAYA 5%OFF

※コーピーアンドエスへお電話でヒマラヤ5%割引券をご請求ください。
●提携先:ヒマラヤ

スマートフォン

ソフトバンク・ワイモバイルご契約で機種本体価格より
最大 税込 3,300円割引

*岡山県外のショップや、家電量販店でのご契約は対象外です。
また、一部対象外のご契約や商品があります。詳しくは、ショップで直接おたずねください。
●提携先:ソフトバンク(株)

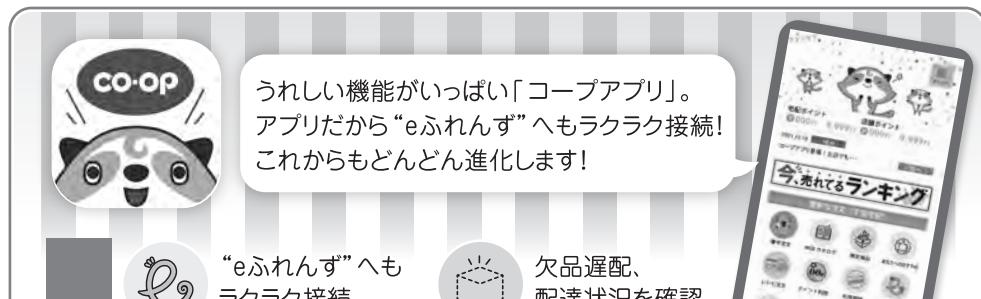
提携店 コープ葬祭サービス

組合員割引があります

0120-310-500
24時間365日

●提携先:
(株)いのうえグループ、メモリアルハウス寶珠殿、
(株)ファインプロジェクト、(有)備前屋、(株)カタオカ

■ コープアプリについて



うれしい機能がいっぱい「コープアプリ」。
アプリだから“eふれんす”へもラクラク接続!
これからもどんどん進化します!

宅配

- “eふれんす”へもラクラク接続
- 過去購入履歴から毎週、最大30アイテムを個人別におすすめ

店舗

- チラシ、お買い得商品をチェック
- スマートレシートで財布の中身がスッキリ

イベント企画情報

各種イベントに参加申し込みが可能

欠品遅配、配達状況を確認

レシピから食材をまとめて注文

●コプカ決済でラクラク会計

●お得なクーポンが届く

▼ 詳しくは ▼
コープアプリ

● 総合マネジメント方針

おかやまコープは、「思いやりの心でつなぐ人間らしいゆとりのあるくらしの創造」、「参加・自主・自立て学び成長する多数者組織の実現」、「協同と連帯がはぐくむ組織と地域社会の発展」の3つの理念をかけ、組合員のより良いくらしの実現と食の安全の確保や消費者の権利の確立をめざし、事業と活動をすすめます。

法令など社会規範を守り、持続可能な社会の実現にむけて社会的役割を發揮し、地域社会に貢献します。また、組合員の願いに応え続ける組織として、総合マネジメントシステムを構築・運用し、事業の継続的な改善を通じて、組合員満足の向上と安定的な経営を実現します。

■ 基本方針

1. 組合員の声などに基づいて業務品質を高めます。組合員等に対して安全で安心できる商品・サービスを提供し、社会変化に対応して、ふだんのくらしに役立ち、地域社会づくりに参加します。
2. 食の安全確保や品質保証体系の強化に取り組み、産地、生産者、メーカーとの関係づくりを強めます。また、持続可能な社会の実現に向けて、地産地消や産直、食料自給率の向上に取り組みます。
3. おかやまコープの提供する商品・サービスが、環境に大きく影響を及ぼす項目について、技術的経済的に可能な環境負荷の軽減・汚染の予防などの対策を講じます。また、環境保全活動に積極的に取り組み、社会的役割を發揮します。
4. 適切な内部統制の構築・運用が、重要な責務であることを認識し、業務の有効性と効率性を確保します。合わせて、法令などの社会規範を守り、事業に影響を与える可能性のあるリスクの対策をすすめます。
5. 個人情報保護を含む情報セキュリティ対策のために、組織内の管理規定を定め、業務体制を確立し、組織内に周知徹底します。
6. 職員の成長を重視し、教育とコミュニケーションを強めます。また、職員の働きがいを大切にする職場運営と職場環境の改善をすすめます。
7. 全ての部門で、構造改革・業務改革をすすめ、安定的に事業継続できる経営構造を実現します。

2014年4月1日
生活協同組合おかやまコープ
専務理事 田中照周

● おかやまコープのあゆみ

1974年 1月	旧「岡山生協」が倒産。7月再建総代会開催
76年 5月	総代会で積極的な組合員拡大や生協への利用結集などの方針を決定
77年 2月	開発商品第1号として食パンの開発を始める
5月	総代会で「岡山市民生活協同組合」に名称変更
79年 4月	新配送センター(現東岡山センター)完成
81年 8月	組合員数 1万世帯に
82年 5月	総代会でエリアを広げ県南一帯にすることを決定
83年 5月	活動エリアを岡山県全域に(玉野市、瀬崎町除く)
84年	組合員数 5万世帯に。CO・OP 共済《たすけあい》始まる
85年 5月	商品センター(藤田)が完成
86年	共同購入商品チラシがカラーになる。商品検査室開設
87年	組合員数 10万世帯に
88年 3月	第1号店コープ大野辺オープン
90年	「おかやまコープ」の呼称に変更。組合員数 15万世帯に
92年 3月	オルガ開設
94年 2月	組合員数 20万世帯に
8月	再建20周年記念式典開催
98年 6月	10号店のコープ鴨方がオープンし、全地域に店舗を開設
99年10月	25周年組合員のつどい。コープフェスタ99開催
2000年 4月	福祉事業スタート
5月	正式名称「生活協同組合おかやまコープ」に
01年 4月	共同購入の個人分別仕分けによる配送開始
04年 7月	再建30周年
05年 6月	コープフェスタ2005開催
9月	「注文センター」スタート
10月	「コープCSネット」設立
07年 4月	デイサービス津島西坂開設。6月組合員数 30万世帯に
09年10月	再建35周年 コープフェスタ2009開催
12年 4月	「コープCSネット組合員サービスセンター」稼動
13年 7月	(株)コープファームおかやま・(株)ハートコープおかやま設立 夕食宅配「たべてん便」岡山県全域拡大
10月	おかやまコープ生活支援サービススタート
14年 9月	再建40周年 コープフェスタ2014開催
11月	「おかやまコープ太陽光発電所」開所
16年 7月	岡山県と「包括連携協定」を締結
11月	「藤田センター」開設(妹尾センター・操南センターを統合して新設)
17年 1月	「コープステーション」開設
19年 7月	再建45周年

● 組合員組織

組合員

※P.29運営の組織図

- 生協に加入した組合員は、住所または勤務先のある地区(小学校区を基本とした地区)に登録されます。

コープ委員会

※P.61コープ委員会規則

- コープ委員会は、小学校区を基本とした地区に、活動しやすい単位でつくります(年度途中での地区エリア変更は行いません)。
- コープ委員会は、意見を反映するための機関的組織です。生協から情報提供をうけて「何かやってみよう」「何かやってみたい」と自主性(「わたし発」)を尊重しながら、組合員とともに地区の中で、イキイキと恒常に活動をすすめます。
- 地区内の組合員へ呼びかけ、組合員の想いを語りあい、交流を広げる場として、年1回以上、自主的・自発的に「コープくらしのつどい」を開きます(参加対象は、コープ委員会の区域を中心にしながら近隣からの参加も受け入れます)。

コープ委員

- 「基準」(班・運営委員会答申より)

地区について	小学校区を目安に活動しやすい視点で考えましょう。
定数について	活動のしやすさなどを考慮して、定数を決めましょう。5人以上で活動できるようにしましょう。定数の下限は3人です。
選出について	コープ委員は、地区内の組合員なら誰でもなれます。活動しやすい委員数をコープ委員会で決めます。
任期について	任期は、4月から翌年3月までの1年ですが活動のつながりを考えると2年以上はしてみましょう。また、いろいろな人にイキイキ活動に参加してもらうことから、連続就任期間は5年を基本とします (定数に足りない場合は、6年目以降も委員になれます)。

・ブロック

※P.62ブロック委員会規則

- ・ブロックの区域は、ブロック委員会にはかり、エリア委員会が決定します。
- ・ブロックの区域は、運営しやすい5~8コーポ委員会で構成し、行政単位や学区はできるだけ分割しないことが望ましいです。また、ブロックの名称は、区域にふさわしいわかりやすいものをブロックで検討します。

・ブロック委員会

※P.62ブロック委員会規則

- ・ブロック委員会は、ブロック委員長が招集し、月1回開きます。
- ・コーポ委員会の活動交流を行い、コーポ委員会からの意見、要望を出しあって、エリア委員会へ反映させます。また、エリア委員会等の報告を受け、コーポ委員会活動の参考にします。
- ・店舗が所属するブロック（店舗ブロック）では、店舗利用組合員を視野に入れた活動や意見反映をすすめます。
- ・ブロック委員会へは、運営費があります。運営費は「資料作成費用」「会議運営に必要な費用」として使用します。年1回の親睦会費用（対象は、親睦会に出席のブロック委員長、コーポ委員長、事務局の担当職員）は、これに含まれます。

・ブロック委員長

- ・ブロック委員長の選出は、ブロック委員会で推薦し、エリア委員会での確認の後、理事長が委嘱します。ブロック委員長は、エリア委員会の構成メンバーです。
- ・ブロック委員長の任期は、5月から翌年4月までの1年間です。再任は妨げません。なお、いろいろな方に担ってもらうことが望ましいという観点から、任期の上限を6年とします。

・エリア委員会

※P.63エリア委員会規則

- ・エリアは、理事会で定められます（期中であっても変更をすることはできます）。
- ・エリア委員会は、エリア委員長が招集し、月1回開きます。エリア委員会の議題整理などは、エリア正・副委員長・担当事務局で相談します。
- ・エリアにおける組合員活動を推進します。組合員活動委員会の方針を具体化することや、自主的な活動を企画し推進すること、また、各ブロックの活動を交流します。
- ・エリアの活動とエリア委員会の運営を補助するために委員会^{※1}を設置し、必要に応じて実行委員会等^{※2}を設置します。

・エリア委員長・エリア副委員長

※P.63エリア委員会規則・P.65組合員活動委員会規則

- ・エリア委員長、エリア副委員長は、エリア委員会での推薦を受け、理事長が委嘱します。
- ・任期は、5月から翌年4月までの1年です。再任は妨げません。最長は6年とします。
- ・エリア委員長は、組合員活動委員会の構成メンバーです。
- ・エリア副委員長は、エリア委員長を輔佐します。

・エリア活動担当

※P.63エリア委員会規則

- ・エリア活動担当は、エリア委員会で選出します。選出にあたっては、エリア委員会において活動のすすめ方や活動の蓄積に基づき総合的視点でかかわることを念頭に置くことが望まれます。また、定数については、エリア委員会で決定します（選出は「ブロック数+1」を超えない範囲内の人数が目安ですが、総合的に判断して決定します）。
- ・エリア活動担当の任期は、5月から翌年4月までの1年です。再任は妨げません。最長は6年とします。

※1 エリアの委員会

- ・エリアの活動とエリア委員会の運営を補助するために設置します。エリア委員会の活動のすすめ方のものとて、その年度の必要な分野や課題についての活動を具体化したり、その推進にあたることもあります。
- ・委員会は、その年度のエリアの活動のすすめ方にそって、必要な分野や重点的な課題にそって設置することができます。したがって、委員会の継続性はありません。
- ・エリアの委員会および委員の任期は、4月から翌年3月とします。

※2 実行委員会等（実行委員会やプロジェクト）

特定の課題を実行するにあたって、必要に応じて設置します。

実行委員会

- ・エリアの活動とエリア委員会の運営を補助します。
- ・エリア委員会メンバー以外の幅広い参加で取り組みます。
- ・目的と期間を明確にして取り組みます。

プロジェクト

- ・あらかじめ年間計画で確定するものではありません。
- ・エリア委員会メンバー（の一部または指名した者）で構成します。
- ・目的と期間を明確にして取り組みます。

● 組合員の声を反映するしくみ

組合員活動委員会

※P.65組合員活動委員会規則

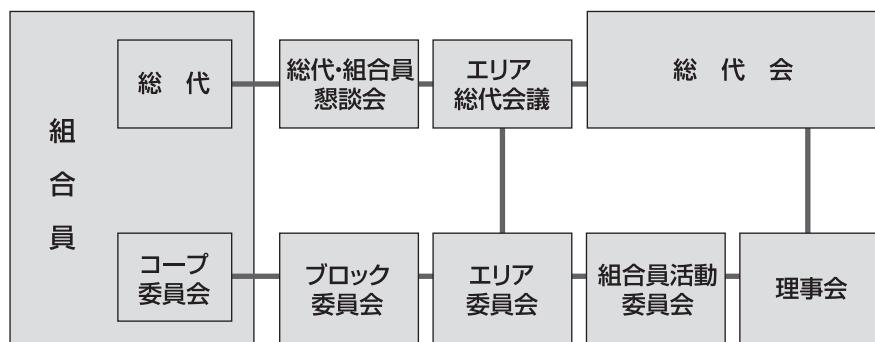
- ・おかやまコープの組合員活動について、理事会の方針に基づいた自主的な組合員活動の具体化をはかり、イキイキとした組合員活動を広げます。また、エリア委員会の活動交流をすすめます。

組合員活動企画委員会

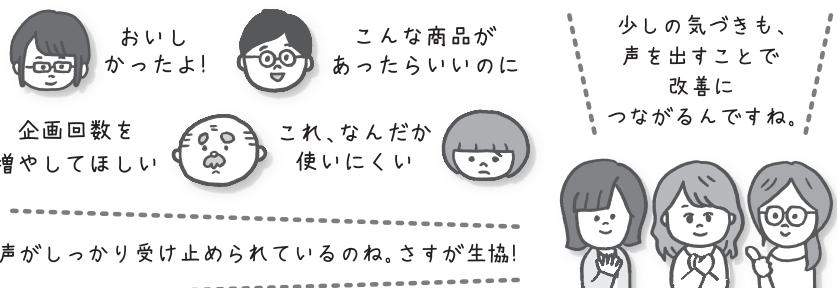
※P.65組合員活動委員会規則

- ・組合員活動委員会の運営の検討や組合員活動議題の協議、また、おかやまコープ全体ですすめる活動の組み立てや渉外活動を担当します。

*** 運営の組織図 ***



おかやまコープでは、みなさんからの声を聴き、商品やサービスなどの改善につなげていけるよう取り組んでいます。生協を利用してよかったことや商品リクエストなど生協に関するご要望やご提案をお寄せください。



～ 声をお寄せいただく方法は～

宅配

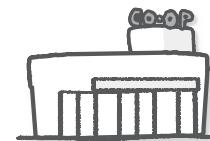
荷受けのときに



配送担当者や
ステーション
担当者へ

お店

ご来店のときに



店内のスタッフや
サービス
カウンターへ

福祉

施設やサービスを
ご利用のときに
スタッフへ

問合せセンター

(生協へのお問い合わせ)

☎ 0120-662-538

月～金曜8:30～21:00

土曜8:30～18:00



コープ共済センター

©2012CO-OP共済コーすけ

☎ 0120-497-350

月～金曜9:00～17:00

土曜9:00～16:00



★組合員の声をもとに改善した事例、検討中の事例を
おかやまコープホームページで紹介しています。

[おかやまコープ 声](#)

● コミュニケーション活動

1. コミュニケーション活動とは

定期開催している各種委員会を対象とし、委員会の中でおしゃべりを通じて出された「みんなに伝えたいこと」や、「みんなが共感できる想いや要望」を委員会資料『copeのたね』を活用して広くお知らせ・共有し、コミュニケーションの循環をすすめ「わたしの生協」「身近な生協」といった信頼や実感につなげていく活動です。

2. コミュニケーション活動のすすめ方

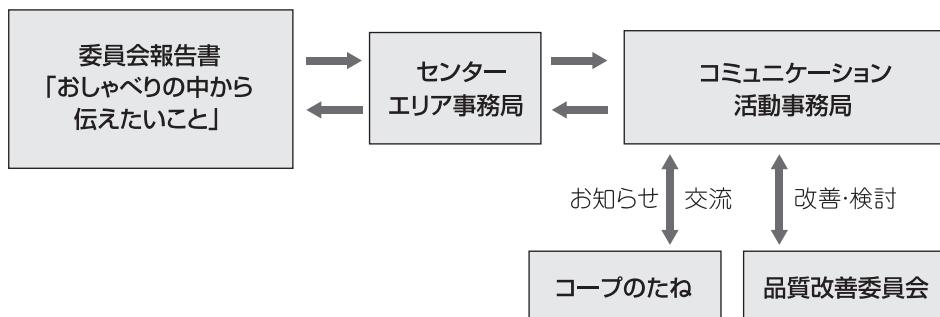
生協やくらしについて、「みんなに知らせたいこと」「日頃感じていること」「改善してほしいこと」など、委員会メンバーが「そうだね!」と共感した内容を、報告書「おしゃべりの中から伝えたいこと」に記入しましょう。

寄せられた声は「コミュニケーション活動事務局」にすべて届き、『copeのたね』で紹介したり、品質改善委員会へつなげていきます。

※ 品質改善委員会

組合員のさまざまな声を集約し、商品や運営、しづみの改善などを協議する委員会。構成メンバーは専務理事や各部署の責任者。

3. 「コミュニケーション活動」の流れ



● 商品の活動

組合員の満足度を向上させ、生協の理念が商品を通して実現することをめざします。

視点

おかやまcopeが供給する商品は、「くらしに必要な商品」で、「おもに日常使われる商品」です。さまざまな場面で発信された組合員の声を大切にし、経済環境、消費動向、家族構成の変化、女性の就労率等社会情勢やくらしの変化に対応していくように現状分析を大切にしていきます。

また、食料の安定供給をめざし、特に産直や地産地消商品では、生産者、生産地を守り支援する視点を持ちます。

- ・その商品の品質は、実際の利用に適した品質であること
- ・その商品の価格は、くらしを守る低価格、品質に見合った適正価格であること
- ・その商品の安全性は、科学技術の進歩に基づき、使う立場から安心であること

基本的な考え方

- ・組合員の参加に基づいた商品活動をすすめます
- ・商品の安全性への配慮が社会に影響を与えたことに確信を持ち、商品活動の中で培ってきたcope商品の安全・安心等の積極的なコンセプトを大切にしていきます
- ・適切な量目、適正な表示、美味しさ、品質のよさ等を追及します
- ・国産食料品と地域産品の優先利用で食料自給率の引き上げに努力します
- ・生協の商品を通して、商品にかかわる不公正の排除と消費者の権利の確立をめざします
- ・地球環境や資源を、身近なくらしと商品を通して見つめ考えていきます
- ・必要な商品がいつでも安定に供給できるよう努力します

以上のような考え方に基づいて、商品供給を通して生協理念を地域社会に実現することが「健康で豊かなくらし」、「消費者優先の合理的な生産や流通」、「住みよい地域社会の実現」等に貢献することになります。

cope商品の主張とわたしたちの願い

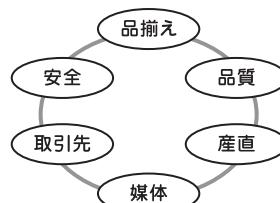
- ・くらしをささえる、より安い価格
- ・より安全安心な商品
- ・鮮度を重視し、よりおいしい商品の実現
- ・使う立場に立った使い勝手の良い品質と機能
- ・環境に配慮した商品の重視と配置
- ・提供方法、用途に合わせた適切な量と規格
- ・親切で丁寧な商品表示と役に立つ商品情報
- ・組合員参加による商品活動(開発、見直し、普及)の重視

● 商品の安全・品質保証の取り組み

おかやまコープでは食の安全を求める組合員の願いを実現し続けていくことを目指して1999年に「食の安全総合政策」を策定し、その後は社会情勢の変化や日本生協連の商品基準改訂などに合わせて都度改定を行ってきました。そして、2016年「コープCSネット商品政策」と「コープCSネット食の安全政策」へ統合することで、エリアで一致した考え方のもとで商品の安全・安心にかかる取り組みを行っていくこととしました。これらの考えに基づき商品の安全性の向上や暮らしに役立つ商品の供給を通じて組合員の願いを実現していきます。

●「コープCSネット商品政策」

商品政策は6つの柱から構成され、これらの考え方や基準を基に商品をお届けします。「組合員の普段の暮らしに必要な商品をお届けし、日常の生活や食卓をより豊かで、楽しくすることを目指します。」「取引先とともにお届けするすべての商品の安全性の向上と維持に取り組みます。」「コープ商品を中心に暮らしに役立つ商品を提供します。」「組合員、生産者とともに産直活動に取り組みます。」「健康な暮らしづくりを応援します。」「環境にやさしい事業と暮らしを目指します。」



●「コープCSネット食の安全政策」

生協が供給する商品は安全で、安心して生活していくという組合員の願い、要求に応え、一人ひとりに満足していただくために、コープCSネットとして商品の安全性の確保に努めるための考え方をまとめたものです。

《構成》

- | | |
|------------|---------------|
| ①食の安全・安心 | ⑦輸入食品 |
| ②衛生管理 | ⑧遺伝子組換え食品 |
| ③アレルギー表示 | ⑨保健機能食品 |
| ④食品添加物 | ⑩環境ホルモン |
| ⑤農薬、動物用医薬品 | ⑪安全確保のための取り組み |
| ⑥食品への残留放射能 | |

※「コープCSネット食の安全政策」の詳細については、
おかやまコープホームページ(<https://okayama.coop/>)をご覧いただけます。

● 食品添加物に対する考え方

多くの食品は、有用性とリスクという両面を持っています。どんな物質も取り過ぎは害を及ぼし、少なければ影響はありません。食品添加物も同様です。したがって食品添加物を単に否定するのではなく、安全性評価の手法としてリスク分析(リスクアナリシス)の考え方を採用して、食品添加物の評価とその対応方法を決めていきます。

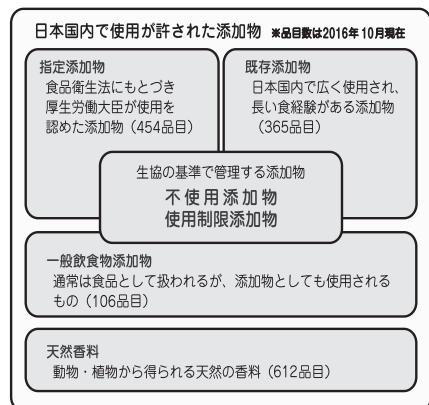
食品添加物取り扱い上の基準

食品安全基本法により、国としてのリスクアナリシスの体制が整備されました。これにより国としてリスク評価が行われ、認可された食品添加物については基本的な安全は確保されていると考えられます。

しかし、それ以前から使用してきた食品添加物の一部には、安全性の根拠となるデータの公表が不十分であったり、新たに指摘されたリスク要因が評価に反映されていなかったりするものもあります。

生協ではこれらの食品添加物を中心に科学的なリスク評価を行い、まだ吟味が必要なものについて基準を設定しています。

《国の基準と生協の基準の関係イメージ》



不使用添加物

「遺伝毒性発がん物質」及び「日本生協連のリスク評価により、安全性を量的に判断できる科学的根拠が確認できないものなど、安全を見込むことができない食品添加物」です。したがってコープ商品には意図的に使用しません。また、使用されている一般商品は取扱いません。

使用制限添加物

「安全性を量的に判断できる科学的根拠はあるが、懸念すべき問題がある物質」のうち、使用制限をかけることが可能で、それによりリスク低減が図られる食品添加物です。その添加物を使用することで、組合員にとってより価値のある商品ができる場合には、一定の制限を加えた上で使用する場合があります。

※一定の制限とは、物質ごとの評価に応じて、使用できる食品の対象範囲の制限または使用量、残存量の制限、成分規格の指定などをすることです。

● 産直商品に対する考え方

おかやまコープの産直商品は、コープ商品とともに最も生協らしい中心的な商品です。「安全・安心」で鮮度のよい美味しい食品を確保するためには、「地産地消」をはじめとした消費者と生産者の相互の信頼関係を産直事業のシステムとして確立していくことが不可欠だと考えています。

おかやまコープの産直事業のめざすもの

おかやまコープの産直事業は、組合員の「安全・安心・適正な価格」の食品を求める声に応え、最も生協らしさを發揮できる中心的な事業です。おかやまコープとしては、産直事業を通じて以下の事をめざします。

1. 産直商品の安全性と地球環境の保全についての取り組み(=持続性のある環境保全型産直事業)を強めます。
2. 日本の風土を生かした健康的で豊かな食卓づくりをすすめます。
3. 食料の自給率向上をめざした食と農の結びあつた社会を創ります。
4. 消費者と生産者の連携運動を強めます。

産直3原則について

おかやまコープの「産直品」は、以下の原則を満たしていることが条件です。

1. 生産者と生産地が明確であること
2. 栽培・肥育方法(農薬・肥料・飼料・投薬)が明確であること
3. 組合員と生産者が交流できること



「おかやま育ち」

「おかやま育ち商品」は、主要原材料に岡山県産の農水畜産物を使い、おかやまコープおよびコープCSネットが開発した商品と県内産直商品です。



「コープの産直」

産直3原則の基準に適合した産直商品です。
おかやまコープ・生協ひろしま共通の産直マークです。

● たべる・たいせつ活動

おかやまコープでは、健康でありたい、そのためにも安心して安全な食品を食べたいという組合員の願いを実現するためにさまざまな活動をすすめています。

たべる・たいせつ活動では、「一人ひとりが食べることを大切にすることや自分にとって望ましい食生活を考え、実現できる力を養う」ことをめざしています。



生協の活動

「たべる・たいせつ活動」ですすめること

1. 家庭を基盤に、自分の暮らしに合わせて、毎日の生活で健全な食生活ができるこことを応援し、食べることの大切さや楽しさを伝え、健康な心と体を育むことをめざします。
2. 事業と組合員活動が連携し、食べ物が作られている現場や生産者・メーカーなどの顔が見える関係を大切に、地産地消を広げ、食料自給率を高める取り組みをすすめます。
3. 地域の食に取り組む人々、団体、生産者や行政等とつながりを深め、日本の農水畜産業の担い手不足や耕作放棄地増加などの問題解決に向けて、役割を発揮していきます。
4. たべる・たいせつ活動の推進体制を構築し、食育に関わる団体や専門家との連携を図りながら、地域社会でより効果的な取り組みの広がりをつくります。

「たべる・たいせつ出前授業」

子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣等を身につけ、食べ物を大切にする気持ちを育む活動として、幼稚園や放課後児童クラブなどの子育て関連施設に出かけ、ペーパーサートや食育ゲーム等を通じた学習をすすめています。



▲
たべる・たいせつ
出前授業はこちら

「自由研究プログラム」

夏休み等に家庭で楽しく食育を学ぶことのできる小学生を対象とした企画です。食べ物がどのようにつくられ届けられるかを知り、商品や生産者をより身近に感じることで食べ物を大切にする気持ちを育んでいます。

現在、「生協牛乳」「コープおかやま牛」「コープおかやま豚」「飼料用米」「コープ産直こめたまご」の学習コースがあり、今後も追加する予定です。



「自分の食べ方をはかろう 食習慣チェック」

スマートフォン(Web)や専用用紙で自身の食事に関する簡単な質問に回答すると、塩分や脂質など栄養素の評価が確認でき、よりよい食事法のアドバイスを受けることができます。自身の食生活を考えるきっかけとなる取り組みです。

ホームページ等で健康な食生活を実践するための情報をお知らせしています。



「コープで健康な食生活
ポータルサイト」はこちら▶



● 地域社会づくりへの参加

おかやまコープは、ふくし、商品、平和、環境保全、国際協力支援、地域づくりへの参加など、平和で安心して暮らせる社会づくりに参加します。地域のネットワークを広げながら、地域社会づくりへの参加を通じて社会的役割を発揮します。

地域社会との協力・連携

おかやまコープは、岡山県や市町村などと「包括連携協定」や「地域見守り活動に関する協定」「災害時における応急支援物資供給等に関する基本協定」などを締結し、地域の発展に向けて協力・連携をすすめています。

(自治体との協定締結状況: 2021年12月末現在)

包括連携協定／岡山県・3市町、災害協定／岡山県・26市町村

地域見守り協定／26市町村・8社協

商品を通しての取り組み

「コープ地域づくり協働基金」

だれもが安心して暮らせる地域づくりをめざして、行政やNPOなどさまざまな諸団体と協働して、地域の課題に取り組む活動を支える基金です。

「おかやま育ち商品」の利用1点あたり0.2円が積み立てられ、下記へ拠出されます。



1. コープ産直こめたまご生産者支援基金

鶏インフルエンザなど不慮の被害に対して、損害への補填や事業再開と、生産者の経営支援につながる広報や学習に活用される基金です。

2. せとうち里海再生支援基金

瀬戸内海のアマモ場を守り育てる活動を支える基金です。

日生町漁協、邑久町漁協、笠岡地区漁業連絡協議会とアマモ場再生活動の協定を締結し、豊かな里海づくりに取り組んでいます。

3. 地域づくりへの参加のための費用

農業の担い手育成にかかる取り組みへの協賛、支援を必要とする家庭や大学生への食料品お届けなど、諸団体と連携して取り組んでいます。

「もずく基金」

沖縄県恩納村漁協がメーカー・行政と一緒に取り組んでいるサンゴ礁再生事業に活用される基金です。対象商品は宅配・店舗の恩納村産もずくなどで、コープCSネットと連携して取り組んでいます。



● おかやまコープ生活支援サービス

くらしの困りごとを総合窓口でおききし、生協でできることや地域の相談先を紹介して、ふだんのくらしを応援します。

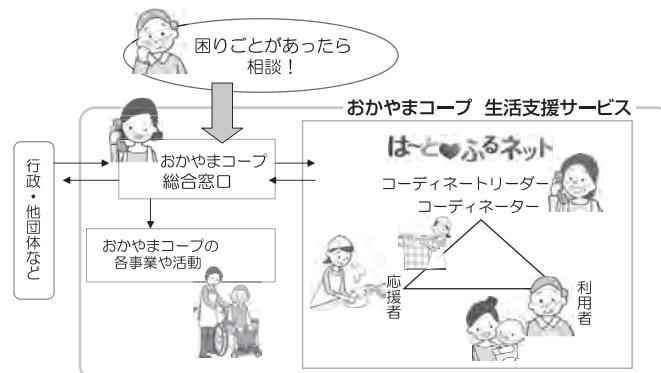
「ふくし」政策

高齢や障がいの有無に関係なく地域に住んでいる人々が自分らしく夢を持ち、安心して暮らすことのできるよう、「ふだんのくらしのしあわせ」(ふくし)のある地域づくりが重要な課題となっています。おかやまコープは、事業・活動を「ふくし」の視点から見つめ直し、地域における「共助」の担い手としてどう役立つことができるか、特に生協としてすすめていきたいテーマをおかやまコープの「ふくし政策」としてまとめ、「ふくし」のある地域社会づくりへ参加・参画していきます。

- ①食の分野を中心とした商品供給などを通じて「ふくし」のある地域社会づくりに貢献します。
- ②事業や活動を活かしてくらしの安心につながる取り組みをすすめます。
- ③地域ネットワーク強化に向け役割を発揮します。

「生活支援サービス」総合窓口がおききします

くらしの中で、ちょっと「困った」時、総合窓口に電話すると、おかやまコープの事業や活動、あるいは地域のさまざまな団体などへつなぎ、困りごとの解決をすすめます。



おかやまコープ生活支援サービス 総合窓口

みんなハッピー コープ

0120-378-502 月～金曜 9:00～17:00

【 おかやまコープ 生活支援サービス 検索 (年末年始除く)】

困ったときはお互いさま「は～とふるネット」

困りごとの中の家事援助や子育て応援などについて、地域の中で利用者と応援者が「お互いさまの気持ち」で支えあう活動で、ふだんのくらしを応援しています。

●活動の内容は…

- 利用対象
ふだんのくらしで困りごとがある人
- こんなお手伝いをします
 - ・買い物、掃除、洗濯、料理などの家事援助
 - ・話し相手や外出同行
 - ・庭の草取り、ゴミ出し
 - ・子育て応援



●利用について

- ・利用料金は、1時間あたり980円(税込)、30分までは630円(税込)。
交通費不要です(代行活動などに伴う交通費は必要)。
- ・依頼は30分単位で受け付けます。
- ・利用者は組合員に限定しませんが事前登録が必要です(登録料無料)。

◎応援者、随時募集中!

組合員で健康な方であればどなたでもなれます。特別な知識や技術は必要ありません。空いている時間や経験、能力を活かして、くらしの中でだれかが「困った」ときのお手伝いと一緒にしませんか。

- ・応援者は事前登録が必要です。
- ・活動すると、1時間あたり650円と交通費実費。

あたたかいハートがいっぱい、
地域の人と人がつながり、想いが実現できるよう
いっしょに、「ふくし」を広げましょう♪



「は～とふるネット」
イメージキャラクター
はるちゃん

● 子育て応援の取り組み

～おかやまコープでもっと子育て～

生活文化と地域のコミュニティを大切にする生協の役割の一つとして、健やかな子どもの育ちと楽しい子育てのあり方が組合員の大きな願いであることを基本において「子育て応援」をすすめています。

気軽に立ち寄れる「子育てひろば」 ～ほっとひと息しましょ～

☆コープのお店などを利用して定期的に開催しています。

親子で自由に参加でき、お友達づくりや子育ての悩みなどの情報交換ができる場です。



子育てくらぶ「にこにこ」

妊娠さん、0歳・1歳・2歳のお子さんがいらっしゃる方が申し込みできます。

☆お子さんのお誕生日月にプレゼントを進呈、食育・子育て情報などの情報紙発行、ホームページの会員限定交流サイトで情報交換などができます。



個配では

“自宅で注文、自宅へお届け”子育てサポート割引を利用できます。

☆妊娠さん、小学生までのお子さんがいらっしゃる方が対象で、個配の月額手数料が半額になります。

コープ(店舗)では

岡山県の子育て家庭支援「ももっこカード」に協賛しています。

☆ももっこカードを毎月5日・15日・25日にレジで提示すると、1回のお買い物金額に応じてポイントをプレゼント！また、子育てにお役立ちできる50品を「子育て応援50」とし、家計にうれしいお買得価格でご案内しています。

託児制度 (1才～)

☆お子さんとちょっとだけ離れて、クッキング、手芸、学習会など、コープの企画に気軽に参加できます。
(2023年1月現在 休止中)

は～とふるネット

☆産前・産後のお母さんや子育て中のお母さんのお手伝いをします。

こども110番

☆地域の子どもたちを事件・事故から守り、安心して暮らせる環境をつくるため「こども110番」運動をすすめています。



この他にも、子育て世代が楽しめる食育活動や企画をすすめています。



● くらしを守る活動

わたしたちのくらしを取り巻く不安は、大きくなっています。

悪質化、巧妙化していく消費者被害、相次ぐ地震や台風などの自然災害の脅威、年金をはじめとする社会保障制度や増加する国民負担のことなどなど。いまこそ、わたしたち市民・消費者のくらしをめぐるさまざまな問題に目を向け、安心して暮らせる社会のために消費者一人ひとりが考えることが大切です。一緒に学びませんか？

1. 減災・防災の取り組み

2018年7月に発生した「西日本豪雨災害」では、「災害」はどこでも起り得ることを再確認させられました。また、今後30年間で70%の確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震により、甚大な被害が発生すると予想されています。災害発生に備え、被害を最小限に抑えるための「減災」、被害を未然に防ぐ「防災」に取り組むことが大切です。自分の身のまわりを見つめ直してみましょう。

※詳しくは、「活動メニュー集 P.34」学習メニューをご覧ください。

2. 消費者被害防止の取り組み

消費者被害が減りません。悪質商法や詐欺的な手口から消費者、とくにターゲットになりやすい高齢者や若年者を守っていくためには、声をかけあうなど地域社会で見守るしくみが求められています。

消費者被害には、個人が訴訟を提起してまで解決をはかることが難しいケースが多くあります。被害救済の実効性を確保していくため、2015年12月に、内閣府から全国13番目の適格消費者団体として認定を受けた「消費者ネットおかやま」に協力しています。

※詳しくは、「活動メニュー集 P.33」学習メニューをご覧ください。

3. くらしの見直し活動の取り組み

くらしの見直し活動として、「保障の見直し」「マネープラン」「終活のこと」などをテーマにLPA(ライフプランアドバイザー)が学びの講師を行います。LPAの会では、「くらしの見直し学習会」のほか「保障の個人相談」などを行っています。

※詳しくは、「活動メニュー集 P.35」学習メニューをご覧ください。

● 環境を守る活動

環境問題は、わたしたちの身の回りから地球規模の問題まで、大変幅広く深刻な問題です。

おかやまコープでは、環境に配慮したくらし方や行動を自ら考え実践していく人の輪を広げるために、さまざまな取り組みを行っています。また、電力の地産地消と温室効果ガス排出量削減を目的に、店舗などの屋根を使用して太陽光発電を行っています。



生協の活動

1. 家庭でできる省エネ活動に取り組んでいます

グリーンカーテンコンテストの実施やゴミ減量、リサイクルの紹介など、家庭での省エネ活動を広げる取り組みを行っています。



2. マイバッグ運動をすすめています

コープの店舗では1997年にレジ袋の無料配布を中止し、2020年6月から「おかやまコープの環境政策」にそって、植物由来のレジ袋に切り替え、レジ販売がスタートしました。マイバッグ持参率は9割を超え、県内の取り組みで牽引役を果たしています。



3. リサイクル運動や環境配慮商品の利用をすすめています

店舗や宅配事業を通じて、6種類のリサイクル活動をすすめています。

4. 環境と地域再生に取り組んでいます

里海づくりの取り組みとして、日生町と邑久町、笠岡地区で海のゆりかごと呼ばれるアマモ場の再生を応援しています。また、対象商品利用によって積み立てた「もずく基金」を、沖縄県恩納村のサンゴ礁再生事業に役立てています。

里山保全の取り組みは、棚田米こしひかりの産地のひとつである久米南町北庄棚田での「棚田守り隊」の活動を通じて、景観維持・環境保全活動をすすめています。

● 平和の活動

1. 生協はなぜ平和運動に取り組むのでしょうか

人びとは第二次世界大戦中たくさんの苦しい体験をしました。



生協運動もまた、その存続には平和こそが基盤になることがわかりました。わたしたちが求めるよりよいくらしは平和なくしてはあり得ないことを学び、1951年3月、日本生協連合会は創立宣言でまず第一に、平和を願い求める組織であることを表明しました。

2. 核兵器をなくすために、私たちにできること

核兵器禁止条約の発効

2017年7月7日に国連で122カ国の賛成で採択された「核兵器禁止条約」は、2020年10月24日に50カ国・地域が批准したことによって2021年1月22日に発効しました。歴史上で初めて核兵器を開発から保有、実験、使用まで一切を全面的に違法化する国際条約が動き出しています。

おかやまコープは、「何としても生きている間に核兵器のない世界を実現したい」という被爆者の方々の思いを受け止め、共に核兵器廃絶のための行動を起こしていく一つの取り組みとして、「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、署名活動に取り組んできました。皆さんから寄せられた50,110筆の署名を含む12,612,798人分の署名目録は2020年9月末に国連に提出されています。一筆一筆に願いが託されたヒバクシャ国際署名は、核兵器禁止条約発効への大きな力添えになりました。

一方で核保有国や日本をはじめとした同盟国は、この条約に参加していません。また延期となっていた核兵器禁止条約締約国会議では「ウィーン宣言」を採択しましたが、NPT再検討会議では最終文書が採択されず、期待するような成果とはなりませんでした。そうしたなか、2022年度に取り組んだ「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」には、30,029筆が寄せられており、今後に向けて世論を広げる取り組みはますます重要となっています。

NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)再検討会議のことで5年に一度、核兵器の削減や拡散防止について話し合う国連の会議です。

憲法について考えてみましょう

日本国憲法って

学校でならったけどふだんあまり考えたことがなかったという方も多いかもしれません。憲法があることで、私たちの権利やくらしが守られています。おかやまコープは、憲法についていろいろな意見や考え方があることを前提に、わたしたちのくらしと密接している憲法に関心を持ち、学び合うことを大切にしています。



生協の活動

《平和憲法・九条を知っていますか?》

1947年5月3日に日本国憲法が施行されました。

憲法は、国民こそが国の政治の主権者であることを基本にし、国民の基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として認めています。そして、前文において、日本国民が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう決意」したことを確認し、「恒久の平和を念願」するとともに、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免がれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を明記しています。この平和主義の精神を受けて、憲法九条はつぎのように述べています。

第九条 [戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認]
① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。



“平和は未来へのプレゼント”

● 国際協力支援活動

～おもいやり 地球市民の パスポート～

地球上では災害や紛争、貧困や差別に苦しむ子どもたちや人びとがたくさんいます。おかやまコープは、「ユニセフ(国連児童基金)」と「AMDA」の活動に協力や支援をする国際協力支援活動をすすめ、世界的な助け合いの精神を広げています。

ユニセフ

We Support
unicef

“世界の子どもたちの命と 健康を守るために”



©UNICEF/UN0663898/Schermbrucker

ユニセフは「第二次大戦の荒廃から子どもたちを救う」目的で、1946年の第一回国連総会で創設され、戦災国で援助活動を始めました。日本では1949年から15年間、子どもたちに学校給食で飲む粉ミルクを送り、その援助総額は当時のお金で65億円にもなりました。おかやまコープは、1984年から世界の子どもたちを支援する国際協力として、「ユニセフ募金」、「ユニセフハンド・イン・ハンド(街頭募金)」などで協力しています。

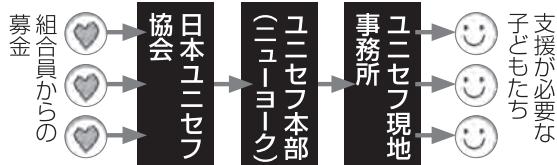
■ 寄せられた募金でこんな支援が実現します ■

- 100円** ◎ 免疫力を高め、病気にかかりにくくするビタミンAカプセル 50錠
- 1,000円** ◎ げりで命を失うことを防ぐ経口補水塩 145袋
- 4,000円** ◎ ポリオから子どもを守るワクチン 200回分

2021年8月時点の価格です。※輸送や配布のための費用は含まれておりません。

ユニセフ
募金の流れ

約190の国と地域で
役立てられます。



「CO-OPコアノンスマイルスクールプロジェクト」

コアノンロール1パックご購入いただいたたびに1円の募金を積み立て、ユニセフを通じてアンゴラ共和国の子どもたちのための学校づくり(手洗い場設置や先生の研修など)に役立てられています。

AMDA

おかやまコープは、2007年にAMDAと協定を結び、AMDA・AMDA社会開発機構が実施する活動に協力しています。毎年10月を「AMDA募金月間」として組合員へ呼び掛け、寄せられた募金を「おかやまコープAMDA基金」として積み立てています。災害地や開発途上国などの活動、物資提供、主催・提携行事への協力・支援に活用しています。

・認定特定非営利活動法人AMDA

“救える命があればどこまでも”

AMDA
アムダ



写真提供: AMDA

AMDAは1984年、岡山市に設立されました。「相互扶助の精神」に基づき、災害や紛争発生時、医療・保健衛生分野を中心に緊急人道支援活動を展開しています。世界32の国と地域にある支部のネットワークを活かし、多国籍医師団を結成し、活動しています。東日本大震災や平成30年西日本豪雨災害など、国内でも緊急医療支援を行いました。

・特定非営利活動法人AMDA社会開発機構

「ネパール母子健康格差是正事業」を支援

世界の元気を育てたい。

AMDA MINDS

2007年に設立されたAMDA社会開発機構は、アジア・アフリカ・中南米の開発途上国で、地域の保健、貧困軽減など中長期にわたる社会開発事業を実施しています。

おかやまコープは2021年度から、AMDA基金拠出先をネパール(前回はホンジュラス)へ変更し、地域で保健啓発や保健人材の育成などをAMDA社会開発機構「母子健康格差是正事業」を支援しています。

ネパールはアジアで最も貧しい国であり、新生児死亡率の高さや母子の保健医療サービスの利用率の低さなど、AMDA社会開発機構が活動を行う各国の中でも、特に支援が必要とされています。



写真提供: AMDA社会開発機構

● おかやまコープクラブ

1. おかやまコープクラブとは

おかやまコープクラブ（以下、クラブ）は、組合員の関心やくらしに関わるテーマで、組合員同士が教え合い、学び合い、助け合い、交流することを目指す自主的な活動です。

2. メンバーの構成

- (1)原則として、登録するエリアの組合員5名以上で、代表者を決め、結成します。
- (2)既存の組織や他団体に所属しているものの登録はできません。

3. おかやまコープクラブの活動

- (1)活動期間は、3月から翌年2月までの1年間で、年間6回以上活動することを基本とします。
- (2)活動期間終了後、活動報告書をエリア委員会に提出します。
- (3)メンバーが責任をもって運営する自己完結の活動です。
- (4)クラブが、他の組合員などに活動を広げる場合、エリア委員会の支援を受けることができます。

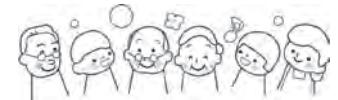
4. おかやまコープクラブの登録のしかた

- (1)代表者がいるエリアで登録します。
- (2)「クラブ登録申請書」に必要事項を記入し、エリア委員会に提出、エリア委員会が承認します。
- (3)登録は毎年3月を基本とし、年度途中でも登録できます。
- (4)営利を目的とした活動、政党や宗教団体に関わる活動、公序良俗に反する活動は登録できません。

5. 活動の支援

- (1)活動支援金として、年間12,000円を上限に実費を支給します。
- (2)年度途中で登録する場合の活動支援金の上限は、登録月から2月までの月数×1,000円とします。
- (3)活動支援金は、①会場費、②備品・資料代、③発表会等の参加費など、個人の利益にならない範囲で使用できます。
- (4)活動支援金の精算は、活動報告書に領収書を添付しおこないます。

● くらしのサポーター



「くらしのサポーター」は、「誰かの役に立ちたい」と思う人の資格や特技、経験を生かして、組合員や地域の人のニーズに応えたり、困りごとを解決したり、要望をサポートすることで、くらしの豊かさにつなげていく取り組みです。こんなことやってみたい、何かヒントがあったらいいなと思ったとき、くらしのサポーターにお願いして実現してみませんか？

どんなことがお願いできるの？(一例)

困ったな 助けてほしい

庭の木の剪定をしてほしい。
英語を教えてほしい。

やってみたいな

アクセサリーをつくるみたい。
防災について学びたい。
くらしのつどいで手芸やお菓子づくりをしたい。

●活動の相談は当事者同士で行います。

依頼があつたら、まず事務局（組合員活動グループ）よりサポーターに連絡をします。活動可能な場合には依頼者とサポーターで詳細（活動日、活動内容、講師料など）を相談・決定します。

●講師料、謝礼

講師料、謝礼はそれぞれ異なるため要相談となります。
※目安として1時間当たり650～800円、3,000～5,000円（交通費は合わせてお支払いします）。
※組合員活動の場合は組合員諸会議用規定に準じた1,000円を適応する場合もあります。

お願いするには？

「〇〇できる人いますか？」
「お願いしたいです」
をお電話ください。

いつ
どこで
どんなことを
連絡先
希望金額など
教えてください

お聞きした内容をもとに、くらしのサポーター事務局とサポーターとで相談・調整し、活動可能な場合は依頼者へつなぎます。その後詳細は双方で相談。

くらしのサポーターについては下記にお問い合わせください。

組合員活動グループ
くらしのサポーター担当まで TEL 086-256-2570 FAX 086-256-2585

● 会議・企画 開催ガイドンス



● 参加人数

原則、会場の定員の1/2までとします。

- ・使用施設の用途による定員基準がある場合、基準内の参加人数とすることもできます。
- ・お子さんの人数も会場定員に含めます。
- ・用途や定員など判断に迷う場合は、エリア委員会にご相談ください。

● 開催時間

2時間を目安とします。

● マスク

原則、着用します。

※屋外で距離(2m以上)が保て、会話をしない場合は
マスクを外してもかまいません。



● 開催前に実施していただくこと

受付時に、当日の体温と体調を確認し、用紙に記入します。

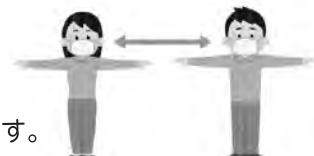
- ・体調等に不安のある方は、参加を控えてください。
- 会場に入る前に手洗いもしくはアルコールで手指消毒します。



● 開催時の注意事項

ソーシャルディスタンス（人と人の間隔）

- ・座席をはじめ、人と人の間隔は、「1m以上(できれば約2m)」を確保します。
※家族で参加の場合、となりの席に座ることもできます。



休憩・換気

- ・1時間に1回を目安に行います。
- ・開催後は、使用した机などをアルコールなどで消毒します。

飲食（試食・試飲含む）

- ・食べ物や飲み物は、参加者それぞれに配ります。
- ・真正面に座ることを避けます。
- ・飲食時は黙食とし、会話をする時はマスクを着用します。



調理

- ・調理開始前に、手洗いもしくはアルコールで手指消毒します。
- ・調理時は、調理用手袋を着用します。
- ・使用前使用後は、調理台や調理器具などを洗浄やアルコールなどで消毒します。

託児は行いません。

● 会議室 定員表

No.	エリア	店舗・オルガ 会場	定員の50%	定員
1	岡山東	コープ西大寺(第1・2・3全会議室)	45	91
2		コープ西大寺(第1会議室)	25	50
3		コープ西大寺(第2会議室)	10	20
4		コープ西大寺(第3会議室)	10	20
5		コープ西大寺(調理室)	18	36
6		コープ山陽(会議室)	12	24
7		コープ山陽(調理実習室)	18	37
8		コープ東川原PAL	24	49
9	岡山西	コープ大野辻(第1・2・3全会議室)	45	91
10		コープ大野辻(第1会議室)	24	48
11		コープ大野辻(第2会議室)	10	21
12		コープ大野辻(第3会議室)	10	21
13		コープ大野辻(組合員活動室)	6	12
14		コープ大福(第1・2会議室)(テレワーク会場使用中)	30	61
15		コープ大福(第1会議室)(テレワーク会場使用中)	15	30
16		コープ大福(第2会議室)(テレワーク会場使用中)	15	30
17		コープ大福(第3会議室)	25	50
18	倉敷	コープ北畠(第1・2・3全会議室)	36	72
19		コープ北畠(第1会議室)	16	32
20		コープ北畠(第2会議室)	10	20
21		コープ北畠(第3会議室)	10	20
22		コープ北畠(調理室)	18	36
23		コープ倉敷北(第1・2全会議室)	22	43
24		コープ倉敷北(第1会議室)	10	19
25		コープ倉敷北(第2会議室)	10	19
26		コープ倉敷北(調理室)	18	36
27	美作	コープ林田(会議室)	15	30
28		コープ林田(調理室)	9	18
29	備北	コープ総社東(第1・2・3全会議室)	36	72
30		コープ総社東(調理室)	12	24
31	井笠	コープ鴨方(第1・2全会議室)	26	52
32		コープ鴨方(第1会議室)	13	26
33		コープ鴨方(第2会議室)	13	26
34	オルガ	スカーレットA	12	24
35		スカーレットB	12	24
36		ネイビー	9	18
37		オレンジ	9	18
38		グリーン	6	12

● コープ委員会の活動について

コープ委員会は生協でつながり、おしゃべりする場です

月に一度あつまって、「商品」や「くらし」「生協」などについて、感じたこと、気づいたこと、よかったこと、よくして欲しいことなど“おしゃべり”します。生協からの情報提供をうけて、「何かやってみよう」「何かやってみたい」と“楽しく”“自主的な”『わたし発』のイキイキとした元気な組合員活動をすすめます。

- * 地区の組合員の交流の場として、「コープくらしのつどい」を年1回以上は開催し、組合員どうしの交流、教え合い学び合いの活動をすすめます。
- * おかやまコープの大事なお知らせを聞いたり、まわりに伝えたりします。
- * 「おしゃべりの中から伝えたいこと」でよくしたいことや広げたいことをおかやまコープへ伝えます。

コープ委員会をすすめる上で、役割分担をします

コープ委員長（委員長は毎月ブロック委員会に出席します）と会計係を決めます。

- * この他にも商品やくらしのつどいなど必要な係があれば、話しあって決めます。
- * 活動を楽しむために、委員みんなで役割を分担します。

年間を通じて委員さんを募ります

同じ地区内の方で、コープくらしのつどいや商品セミナーの参加者へ声かけするなど、ふだんの活動を通じてお説明します。年度の途中で委員をはじめる方もたくさんいます。



● CO・OPくみかつ広場

● こんな活動ができます

コープ くらしのつどい	●メニュー集やコープのたね、くみかつ広場を参考に、商品、たべる・たいせつ、ふくし・子育て、平和、国際協力支援、減災、環境など、さまざまな分野から興味や関心のあるテーマを取り上げ、開催します。 メニュー集P.5をご覧ください。
商品活動	●「商品をテーマに何かやってみよう」「商品についてここがもっと知りたい」といったことをすすめる活動です。 メニュー集P.8~24をご覧ください。
コミュニケーション活動	●おしゃべりする中で「この商品よかったよ」や「みんなに伝えたいこと」、「よくして欲しいこと」など、みんなが「そうだね」と共感した想いや願いを「声」としてコープ委員会報告書の「おしゃべりの中から伝えたいこと」へ記入し、生協へ伝えます。

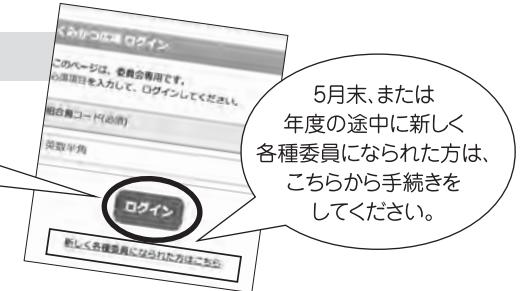
コープ委員会の活動をスマートフォンやパソコンなどでいち早く、いつでもどこでも発信したり、チェックしたりすることができます。

※委員会専用のサイトです。

○活動報告を「見る」 ○活動を報告する



ログインはこちらから



●企画の参加者を募集しよう!

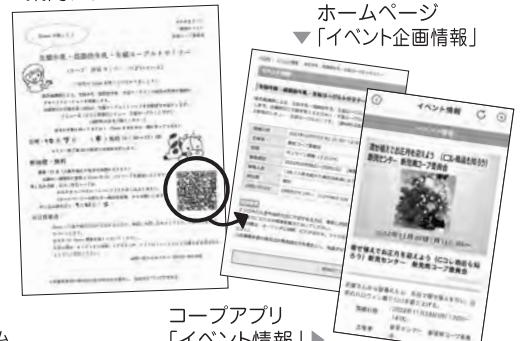
「イベント企画情報」でホームページやアプリからの申込受付が可能!

WEB上に募集チラシのカラー掲載もOK

[募集の流れ]

- ① 募集内容が分かる企画計画書を6週間以上前までにセンターに提出
- ② WEBにつながる専用の二次元コードやURLを委員会にお知らせ
- ③ ②のURLや二次元コードをつけたチラシを対象エリアに配布し、募集を開始

案内チラシ▼



● コープわいわい広場

組合員さん同士の交流を目的としたコミュニティサイトです。商品を中心にくらしに関わる事業や活動のテーマで、声・画像を募集します。
みんなで投稿し、くらしにまつわるあれこれをおしゃべりしていきましょう！



投稿作品を見てみよう！

(例)「Cコレ商品のある風景」
「エシカルキャンペーン」など、
募集テーマにまつわる写真や
コメントを多数掲載。



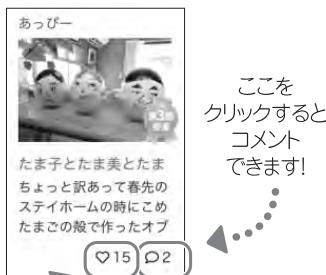
投稿してみよう！

「いいね！」やコメントをしてみよう！

くらしに関わる
「おしゃべりのたね」
を募集しています。

気になった投稿に
コメントするのも
楽しい！

ここを
クリックすると
「いいね！」
できます！



● 委員会で作品を募集しよう！

コープ委員会で「レシピコンテスト」などを募集して、
作品を「おしゃべりのたね」で見ることができます！

[募集＆掲載の流れ]

- ① 募集内容が分かる企画計画書を6週間以上前までにセンターに提出
- ② WEBにつながる専用の二次元コードやURLを委員会にお知らせ
- ③ ②のURLや二次元コードをつけたチラシを対象エリアに配布し、募集を開始
- ④ 応募作品は「コープわいわい広場」の「おしゃべりのたね」に掲載

表示イメージ▶



● コープ委員会活動費

コープ委員会活動費は、コープ委員会が生協の方針にそって
自主的な活動をすすめるために必要な費用として支給されます。

使用するときの原則

1. エリアの組合員みんなの利益につながるように使用すること。
2. 生協の強化、発展につながること。
3. 内容が公開されていること。
※コープくらしのつどいや商品セミナーの開催後は、企画報告書で収支報告をします。
4. 組合員活動に対して、手当て、日当などを支給しないこと、などがげられます。
コープ委員会活動費は、生協の事業（組合員の利用）から生み出された剩余の一部で、組合員みんなの大切な財産です。
有効に使用できるよう委員会で話しあいます。

使用するときの基準

コープ委員会の活動に關わる費用は、
全てコープ委員会活動費でまかないます。

1. コープ委員会に關わる費用
(筆記用具などの備品、学習のための材料・資料代、コープ委員会を代表して参加する「会」や「組織」への会費・参加者の交通費など)
2. 委員会の活動・行事に必要な費用
(コープくらしのつどい・商品セミナー・料理教室など)
3. その他、コープ委員会で話しあって個人負担が不適当だと思われるもの
(器物破損等を想定、行事保険との関係もありますので、事前にセンターへご相談ください)
※コープ委員会やコープくらしのつどい、商品セミナーなどの会場費も活動費から支出します。
- ※親睦会の補助は、親睦会を開催した場合、その参加者に対して、年に1回1人1,000円以内の実費をコープ委員会活動費から支出することができます。
親睦のために購入する場合、食品以外の材料も対象となります。
- ※やむをえず、コープ委員会を委員の自宅で行う場合は、会場費として活動費より500円以内で支給することができます。
(活動の手引きのP.70組合員諸会議費用規程第3条をご参照ください)

● コープ委員会活動費と個人の活動費

コープ委員会活動費の会計報告は、1年間の活動を振り返るうえで確かな資料となります。また、おかやまコープの決算資料の一部にもなります。

レシートは大切に保管し、会計係を中心に、みんなで協力します。

コープ委員会活動費について

1. コープ委員会のゆうちょ銀行口座を利用して入出金します。

- ・コープ委員会専用の「通帳」と「印鑑」を使用します。

2. 振込みについて

- ・年度当初に前年度からの繰り越し金額とあわせて5万円になるようにゆうちょ銀行の口座に活動費を振込みます。
- ・年度途中で不足しそうな場合は、「コープ委員会活動費請求書」で必要な金額を請求すると、翌月20日に活動費を振込みます。

3. 会計報告について

- ・活動費の振込みは、「前期:2023年4月20日(木)」「後期:活動費請求書提出の翌月20日」となります。
- ・会計期間は、「前期:4月から9月」「後期:10月から翌年3月」となります。なお、会計報告提出日はセンターから案内します。
- ・会計報告と同時に通帳のコピーを提出します。
※前期4月1日、後期10月1日の受け取り利子が記載されたページ、通常残高記載ページ

4. 活動費の支出について

- ・コープ委員会の買い物を行った際は、レシート(領収書)を必ずもらい、レシートと引き換えに会計係から現金を受け取ります。

個人の活動費について(P.71参照)

1. 活動費について

- ・コープ委員会 1,000円／月（月1回の定例委員会に参加すると支給）
- ・コープくらしのつどい 1,000円／回（年1回以上2回を上限）
- ・商品セミナー 1,000円／回（年1回のみ）

※活動費の支給は「コープくらしのつどい」と「商品セミナー」をあわせて2回が上限です。

※当日のほか、準備に関わっても請求できますが、一つの企画に対して、合計1回の請求金額1,000円が上限です。

(例:つどい当日には参加できなかったが、準備に関わった場合…活動費1,000円を支給)

(例:つどい当日に参加。準備に二日間関わった場合…活動費1,000円を支給)

2. 固定費について(P.71参照)

- ・固定費は、精算書へ記入する必要はありません。
(コープ委員:月額1,000円、コープ委員長:月額2,000円)

3. 交通費について

- ・コープ委員会やコープくらしのつどいほか、委員会の役割を担って買い物などで移動した場合に請求できます。

※交通費は、マイカー等の場合、「距離(km)×距離単価」で請求ください。

4. 請求について

- ・活動費と交通費は「交通費等請求書兼精算書」に、必ず本人が記入し、センターへ提出してください。
- ・下記の振込スケジュールで、登録した口座に振り込みます。

Q&A

Q1 コープ委員会を開催する時の飲み物、お菓子代金をコープ委員会活動費から支払ってもよいのでしょうか？

A1 会議の時のお茶・コーヒー等(お茶葉程度)は、活動費から支出できますが、お菓子やコープ委員会開催時の子ども用のおやつ、商品の普及を目的とした試食には使えません。

Q2 コサージュづくり教室を開催しようと思っていますが、材料費をコープ委員会活動費から出してよいのでしょうか？

A2 コサージュなど個人の作品となるものの材料費などは自己負担が望ましいと考えます。

Q3 コープ委員会活動費で、DVDプレーヤーを購入したいのですが？

A3 コープ委員会活動で、耐久消費財の購入はできません。

Q4 コープ委員会活動費が余ったので、社会福祉協議会に募金したいのですが？

A4 コープ委員会活動費から、募金やカンパをすることはできません。

Q5 講師を招く場合の手続き(源泉徴収など)はどうすればよいのですか？

A5 講師を依頼する時は、講師依頼連絡表を必ず提出してください。講師料の支払いや源泉徴収等の対応は生協で行いますので、必ず計画段階でセンターへ連絡してください。

■ 振込スケジュール

月額固定費	4~6月分	7~9月分	10~12月分	1~3月分	——
参加活動費	4~5月分	6~8月分	9~11月分	12~2月分	3月分
精算書提出日	5月25日	8月25日	11月24日	2月22日	3月25日
振込日	6月23日	9月25日	12月25日	3月25日	4月25日

● コープ委員会規則

(目的)

第1条 コープ委員会は、組合員とともに地区の中での教えあい学びあいの活動を進めます。また、地区のコミュニケーションの核として、自主的にイキイキとした活動をすすめます。

(組織)

第2条 コープ委員会を設置する単位は、小学校区を基本に、活動しやすい単位でつくります。
2 コープ委員は、地区内の組合員なら誰でもなることができます。
3 委員の任期は1年ですが、2年を基本に活動します。なお、いろいろな方に担ってもらう視点から、最長は5年とします。
4 コープ委員会は、委員長・会計を選びます。

(活動)

第3条 コープ委員会は、創意と工夫で自主的な活動をすすめます。
2 地区の中で生協の輪を広げます。
3 ニュース等を発行し、情報を班や組合員に伝えます。
4 地区内の組合員に呼び掛け、組合員の思いを語りあい、交流を広げる場として年1回以上「コープぐらしのつどい」を開きます。なお、コープぐらしのつどいで活動費は年2回までは支給されます。
5 コープ委員会に寄せられた声をブロック委員会を通してエリア委員会に伝えます。

(運営)

第4条 コープ委員会は、委員長が招集して、月1回会議を開き、活動計画を立て、まとめを行います。

(役割)

第5条 コープ委員会は、必要に応じてコープ委員の役割を分担します。
2 コープ委員長は、月1回ブロック委員会に出席します。

(財政)

第6条 コープ委員会の財政は、コープ委員会活動費が基本となります。
2 活動費は、毎年精算するものとします。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会で行います。

(実施)

第8条 この規則は、1983年5月26日より実施されます。

附則

- 1 1996年5月29日改定
- 2 2008年5月29日改定

● ブロック委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、おかやまコープのブロック委員会について定めます。

(区域)

第2条 ブロック委員会の区域はブロック委員会に諮り、エリア委員会が決定します。また、理事会はブロック委員会の区域を最小単位に、総代選出のブロックを決定します。

(ブロック委員会の目的)

第3条 ブロック委員会は、以下の目的を果たすために設置します。
(1) コープ委員会ごとの活動の交流を行い、コープ委員会からの意見、要望を出して、エリア委員会に反映させます。
(2) エリア委員会等の報告を受け、コープ委員会活動の参考にします。

(ブロック委員会の役割)

第4条 ブロック委員会は以下の役割を果たします。
(1) コープ委員会の意見・要望をまとめ、必要に応じてエリア委員会へ報告します。
(2) コープ委員会の活動を交流します。
(3) エリア委員会の方針に基づいて、委任された活動や行事を行います。
(4) エリア理事区役員推薦委員の選出をします。

(委嘱)

第5条 ブロック委員長はブロック委員会で推薦し、エリア委員会での確認の後、理事長が委嘱します。

(ブロック委員会の構成)

第6条 ブロック委員会は、ブロック委員長、ブロック内のコープ委員長で構成され、事務局は担当職員とします。

(運営)

第7条 ブロック委員会はブロック委員長が招集し、月1回会議を開き、月次の報告、活動交流を行います。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会で行います。

附則

- 1 この規則は、2009年6月16日より施行します。
- 2 2020年1月17日一部改正

● エリア委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、おかやまコープのエリア委員会について定めます。

(エリアの区域)

第2条 理事会で定められた6つのエリアとします。

(エリア委員会の目的)

第3条 エリア委員会は、エリアにおける組合員活動を推進すること、及び組合員の声を反映することを目的に設置します。

(エリア委員会の役割)

第4条 エリア委員会は以下の役割を果たします。

- (1) 組合員活動委員会の方針を具体化し、執行します。
- (2) 各ブロックの活動を交流します。
- (3) 自主的な活動を企画し、推進します。
- (4) エリアの活動とエリア委員会の運営を補助するために委員会を設置し、必要に応じて実行委員会等を設置します。
- (5) ブロックおよび各種委員会に対しては、求めに応じて援助します。
- (6) 明るく住みよい街づくりのために、地域諸団体との関係をより一層強める活動をすすめます。

(エリア委員会の構成)

第5条 エリア委員会は、エリア委員長、エリア副委員長、エリア理事、ブロック委員長、エリア活動担当により構成します。必要に応じて、センター長、店長、などが出席します。

(構成員の役割)

第6条 エリア委員会の構成員は、それぞれ以下の役割を果たします。

- 2 エリア委員長は、①エリア全体に責任を持ち②全国の生協や他エリアでの組合員活動等の先進事例の反映や③組合員活動委員会、理事会決定政策を具体化し、エリアでの政策的リーダーの役割を果たします。
- 3 エリア副委員長は、エリア委員長を輔佐し、エリアの運営を円滑に進める役割をはたします。
- 4 ブロック委員長およびエリア活動担当は、①組合員活動の状況や教訓を持ちより②エリア委員会の構成員としてエリアの方針づくりや企画づくりに参加し③決定に対して執行責任を果たします。また、ブロック委員長は、ブロック内の組合員の声をエリア委員会に伝えます。

(エリア委員会の運営)

- 第7条 エリア委員会は委員長、エリア副委員長を選出し、その運営にあたります。
- 2 エリア委員長、エリア副委員長は、エリア委員会での推薦を受け、理事長が委嘱します。
 - 3 エリア委員長、エリア副委員長の任期は1年とし、最長は6年とします。
 - 4 担当事務局は、エリアの委員会の事務局としての役割を担います。
 - 5 エリア委員会の招集は委員長が行い、委員長に事故があった場合は、あらかじめ定めた順序により行います。
 - 6 エリア委員会は、構成員の過半数の出席により成立します。運営にあたっては議長を選出し、出席者の過半数の同意により決定します。
 - 7 エリア委員会の議事は、その経過の要領および結果を記載した議事録を作成します。

(協議・決定事項)

第8条 エリア委員会は、以下の事項を協議決定します。

- (1) エリアにおける組合員活動に関する事項
- (2) 組合員活動委員会方針の具体化
- (3) 組合員活動委員会、理事会からの要請事項
- (4) エリア理事候補の推薦
- (5) エリア総代会議の開催
- (6) 総代選挙管理委員の選出
- (7) その他、エリア委員会において必要と認めた事項

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会で行います。

附則

- 1 この規則は、2009年6月16日より施行します。
- 2 2016年4月1日一部改正

● 組合員活動委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、理事会規則第15条に基づき、おかやまコープの組合員活動委員会について定めます。

(組合員活動委員会の目的)

第2条 組合員活動委員会は、組合員活動について、理事会の方針に基づき、組合員の自主的な活動の具体化をはかります。

(組合員活動委員会の役割)

第3条 組合員活動委員会は、以下の役割を果たします。

- (1) 自主的でいきいきとした組合員活動をひろげます。
- (2) 組合員の要望・意見をまとめ、理事会へ反映させます。
- (3) エリア委員会の活動を交流します。

(組合員活動委員会の構成)

第4条 組合員活動委員会は、エリア委員長、担当全体理事、担当常勤理事、担当分野事務局により構成します。

(委員長および運営)

第5条 理事会が選任した委員長及び副委員長が、その運営にあたります。

- 2 招集は委員長が行い、委員長に事故があった場合は、副委員長が代行します。
- 3 組合員活動委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により決定します。

(協議・決定事項)

第6条 組合員活動委員会は、以下の事項を協議決定します。

- (1) おかやまコープ全体における組合員活動に関する事項
- (2) 理事会方針の具体化
- (3) 理事会からの要請事項
- (4) その他、組合員活動委員会において必要と認めた事項

(組合員活動企画委員会)

第7条 組合員活動企画委員会は、以下の役割を果たします。

- (1) 組合員活動委員会の協議事項を起案します。
 - (2) エリア委員会活動に含まれない、おかやまコープ全体ですすめる活動を推進します。
 - (3) 必要に応じて、実行委員会等を設置します。
- 2 組合員活動企画委員会は、担当全体理事、担当常勤理事、担当分野事務局により構成します。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会で行います。

附則

- 1 この規則は、2009年6月16日から施行します。

● 個人情報の取り扱いについて

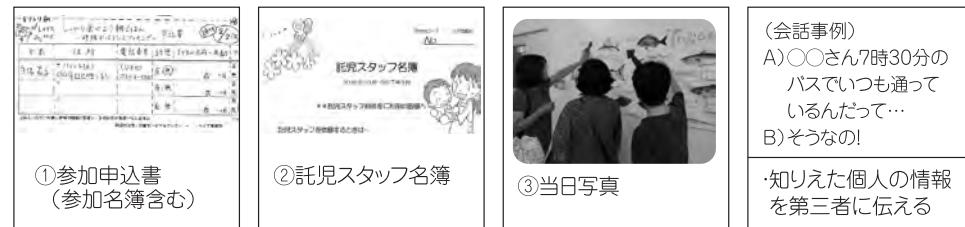
委員会活動では、組合員の個人情報を取り扱う場面があります。万一、情報流出・漏えいなどが起きると、流出情報の悪用など多くの人に不安と影響を与えるので、取り扱いには注意が必要です。

1. 個人情報とは

生存する個人に関する情報で特定の個人を識別できるものをいいます。具体的には、氏名・年齢・生年月日などがあり、音声や画像データでも、個人が特定できるものであれば対象となります。

個人情報取得に際しては必ず、その利用目的を明記しなければなりません。また、その目的以外に利用することはできません。

● 委員会で取り扱う主な個人情報は以下です。



● プライバシー情報の保護について

- ・以下の①～③の条件をすべて満たす情報はプライバシー情報です。
- ・プライバシー情報=個人情報ではありませんが、持っている情報は個人のプライバシーに関わることもあります。むやみに公開することがないよう注意しましょう。
- ①個人の私生活に関する情報
- ②まだ一般に知られていない情報
- ③一般人なら公開して欲しくないと思う情報

● 活動で起こりそうなこと

- ・個人の携帯で撮影した他の人が写っている写真を許可なくSNS上に掲載。
- ・担当者から預かった申込書を財布に入っていたら、レシートと一緒に捨てて紛失。
- ・コンビニで参加者名簿をコピーした際、コピー機にそのまま置き忘れ紛失。
- ・くらしのつどいなどを開催し終了後、参加者名簿を会場に忘れ紛失。
- ・くらしのつどいなどを終了後、自宅で申込書を入れたままカバンを紛失。
- ・くらしのつどいなどで知り合った人の個人情報を他の人に言ってしまう。

2. 発行物について

①申込書のあるチラシでの掲載

下記に記載した文言を必ず表記してください。

ご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、目的以外には使用いたしません。

②個人の電話番号を緊急連絡先としてお知らせをする場合

緊急連絡先として個人の電話番号(携帯電話)を掲載する際は、個人の了解を前提として主催者で判断をしてください。

3. 申込書、名簿の取り扱いについて

企画参加の申し込みを受けたり、それに基づいて参加者名簿を作成したりする場合は、組合員名や班名など必要最小限にとどめ、目的外使用や外部への流出がないよう厳重に管理します。また、企画終了後は、会場に忘れたり、捨てたりしないよう注意し、担当者やセンターへ直接手渡し返却します。

託児スタッフ名簿(コピー禁止)は、コープ委員会のなかで管理する人を決め、使用期限がきたら必ず返却します。

4. 企画などの撮影について

企画などでカメラやビデオ、携帯電話などを使用して、写真や動画を撮影する場合は、必ず参加者の同意をとりましょう。

未成年者の参加者は、保護者の方に確認しましょう。

下記の文言について、チラシへの記載や口頭などで確認します。

当日、企画の様子を撮影し、おかやまコープや日本生協連が発行するチラシやホームページなどに使用させていただくことがあります。
ご了承いただきますようお願いします。

『CO・OPくみかつ広場』に掲載された写真や資料などには、個人情報が含まれている場合があります。無断複製や使用、第三者への譲渡をしてはいけません。

5. 『ウェブ、SNS』に掲載する情報について

『CO・OPくみかつ広場』、『コープわいわい広場』、インスタグラムなどに個人情報を含む写真や資料を掲載することは、本人の意に反して個人情報が掲載される、情報が拡散されるなどの危険が伴います。そのために、企画開催時には参加者に必ず撮影の許可をとる、「個人情報」を掲載しない、情報を流出させないなどの注意が必要です。ウェブ上にある画像や写真データについては、コピーや印刷などをしないなど、モラルを持った運用をお願いします。

● 広報物作成時の注意事項

組合員活動をすすめていく上で、発信される情報には「正しいこと」「誤認を誘うような表示・表現がないこと」など法律や社会的なルールに沿った作成をすることが必要です。次のことに注意して、情報を提供しイキイキとした活動をひろげていきましょう。

1. 広報物(企画案内や委員会ニュースなど)作成の際、法律で規制される注意事項

知的財産権

知的財産権とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権などの知的財産に関する権利を総称知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して、「他人に無断で使用されない」といった権利を付与する制度のこと。

著作権

作品を制作したものが有する権利のことです。著作物が創られた時点で「自動的」に付与されます。他の人が作った絵、音楽、本などを勝手に公開したり、複製したりすると、著作権の侵害になります。

《著作物の種類》

※注意 これが全てではありません

言語の著作物	インターネット掲載情報、百科事典講演(原稿なしの講演も含む)、論文、レポート、作文、小説(翻訳されたものも含む)、脚本、詩歌(詩集含む)、俳句、など
音楽の著作物	楽曲(編曲したもの、即興の歌も含む)、楽曲を伴う歌詞など
美術の著作物	絵画(園児の落書き含む)、版画、マンガ、書など(美術工芸品を含む)
地図、図形の著作物	地図(インターネット掲載情報含む)、学術的な図面、図表、設計図、立体模型など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など「録画された動く映像」
写真の著作物	写真、グラビアなど

《二次的著作物》

二次的著作物とは、上記の著作物を「もと」にして創作された著作物のことで、こうしてできた著作物も「もと」になった著作物(原著物といいます)とは別に保護されます。たとえば、外国の小説を日本語に翻訳したもの、小説を映画化したもの、楽曲を編曲したものなどが二次的著作物です。

2. 著作物を利用するには = 著作権等の利用については、著作者の許諾が必要です

おかやまコープの「ホームページのイラスト」「つながるBOOK」などは利用することができます。また、市販やホームページなどに「自由利用マークがついているもの」「利用許可が明記されたイラスト」などは利用することができます。

下表：おかやまコープ「表示・表現に関する手順書」より一部抜粋

禁止される著作物(※解説)	使用可・不可の著作物
本、雑誌等出版物の中の文章、写真 ※雑誌等の中の個々に収録されているものと、全体としての編集物としての著作権もある	可：あらかじめ著作者の許可を得たものは可
新聞のコピーを店内や事業所への張り出し、または印刷物へ転載する	不可：新聞の記事も著作物なので、著作権者に無断でコピーをして配ることは不可 可：新聞そのものを切り抜き、台紙などに貼り回覧することは可
おかやまコープの活動が掲載されている新聞や雑誌等の記事 ※取材を受けたかどうかに係わらず、記事の著作権は記者あるいは新聞社や雑誌社にある	可：取材を受ける際に、許可を得る、または、許可を得たものは可
ホームページ ※インターネット上の文章・写真・図表等も著作権となる	可：コピー等の利用の意思が明記しているものは可

料理の写真やイラストまたは文章 ※創作料理の調理手順そのものは著作物ではないが、その手順を文章や映像・イラストで創作的に表現すれば著作物になる	料理レシピに関しては、材料・分量・手順 不可：手順、写真や動画をそのまま引用することは不可 可：純粹にレシピだけを転載する場合には、考案者の承諾がなくとも著作権侵害に該当せず簡単にまとめたものにすることは可
俳句などの短い詩歌	不可：俳句などの短い詩歌は、一部を引用することが難しいため引用は不可
歌詞の全て、または半分、1番や2番 ※著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後70年までです	不可：著作権のある歌の歌詞を無断で載せることは不可 可：著作権は、一定の期間が過ぎれば消滅します。著作権の保護期間が終了している歌であれば歌詞の掲載は可
DVD・ビデオ等の上映会（おかやまコープ主催のもの） ※コープ委員会等の主催のものも、おかやまコープの営利を目的としている、とみなされる	可：営利を目的とせず、報酬の支払や料金の徴収がない場合の「演奏」「上映」は可 可：託児等で歌を歌う行為、または購入したビデオ上映（レンタルしたDVD等を使用する場合レンタル業者の許可をとる）は可 可：コープ委員会等の委員さん同士が自宅に集まり、上映等をする場合は可
マンガやアニメ、ゲームのキャラクター、デザイン、マンガのコマ、カットの転用および手書き	不可：手書きであっても、そのものがキャラクターを推測できるようなものは著作権に触れる
地図、図形	可：市販の地図を参考に自分たちのオリジナル地図を作ることは構わない
グラビアや写真等の切り抜きやコピー、地図等のコピー	可：写真を参考にし、独自で創作したイラスト

※「暮らしのつどい」等、コープ委員会主催の会で「上映会」などを行う際には、注意が必要です。

※チラシ等作成の際は、「表示・表現に関するチェックリスト」を活用しましょう。

3. その他

- ・肖像権とは芸能人やスポーツ選手といった実在の有名人について、第三者に描かれたり、写されたり、使用されたりしない権利。商標権とは誰もが知っている有名なキャラクターや企業のロゴなども商標権の対象であり、勝手に利用すると権利侵害になります。
- ・カモ井加工紙株式会社のホームページより
mt（マスキングテープ）のイメージをスキャンあるいはmtのデザインを模倣し、素材としてWEB上で無断転載、再利用、再配布等、流通させる行為につきましては、ご遠慮くださいますようお願いいたします。
→マスキングテープやシールなどを貼ったチラシ等コピー、印刷して配布することはできません。
- ・「日本一」や「世界初」といったような最上級の表現を使って宣伝することは、その客観的な裏づけに乏しい場合、「不当景品類及び不当表示防止法」や「不正競争防止法」により、使用を制限されることがあります。
- ・旅行業法の関連でバスを使用した企画の際、「旅行、ツアー」といった表現は使用できません。
- ・QRコード®は、デンソーウエーブが1994年に開発した二次元コードです。「QRコード」という名称を使用する場合、チラシなら同じ面のどこかに「※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。」という登録商標文を記載する必要があります。「QRコード」という表記ではなく「二次元コード」もしくは「こちらから」といった表記にするとよいでしょう。



表示や表現等で判断がつきかねる場合は、センターに相談しましょう。

● 組合員諸会議費用規程

（目的）

第1条 この規程は組合員活動に伴う諸会議にかかる費用について定めたものです。

（範囲）

第2条 この規程でいう諸会議とは総代会や理事会及びエリア委員会で設置や実施が認められたものをいいます。

2) 会議以外の諸活動への参加するものについては別途定めによります。

（会場費）

第3条 会場は可能な限り、生協の施設を利用するものとし、やむをえず借りたときは実費を支払います。

（活動費）

第4条 生協の機関が主催する会議に参加する場合は、1会議につき1,000円の活動費を支給します。

（交通費）

第5条 生協の活動に役割を持って参加する場合、次により交通費を支給します。

(1) バス・電車等の交通機関 普通運賃の実費

(2) 自家用車・二輪車・自転車・徒歩

距離数(km) × 距離単価^{注1}で計算したものを支給します。

駐車場を使わなければならなかったときは実費を支給します。（請求時に金額が確定できない場合は、300円×<会議参加時間数+駐車場から会場までの所要時間数>を上限として支給します。また、自転車の駐輪料金も実費支給します。）なお、環境への配慮等も考え、自家用車の使用はできるだけ避けましょう。

(3) タクシー・特急・急行・高速道路・有料道路

(1)(2)の範囲で支給します。但し緊急の場合は事務局の判断で実費の支給をする場合もあります。

注1 距離単価は、毎年12月と6月のガソリン価格で算出し、年2回（4月・10月）見直します。

「岡山県ガソリン給油所小売価格（石油情報センター）÷燃費10km／リッル+損耗分1円」を2円単位切上げ

<規程運用例表>

会議名	活動費	交通費	会議名	活動費	交通費
エリア委員会	○	○	委員会	○	○
ブロック委員会	○	○	委員長連絡会	○	○
コープ委員会	○	○	実行委員会、プロジェクト等	○	○
暮らしのつどい	✗ *1	✗ *1	各種研修会	○	○
商品セミナー	✗ *1	✗ *1	学習会、講演会等	✗	✗
			生協関連集会等	✗	○

*1 らしのつどい、商品セミナーに関わったコープ委員には、支給されます。

*2 集会は、県消団連、県生協連、おかやまコープが主催するものがあります。

● 組合員活動施設(センター・店舗)の使用について

活動費の基準

委員会	固 定 費	活 動 費	備 考
コープ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・コープ委員長 月額2,000円 ・コープ委員 月額1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議(月1回) 1,000円/月 ・コープくらしのつどい (年1回以上2回を上限) 1,000円/回 ・商品セミナー(年1回のみ) 1,000円/回 <p>※「コープくらしのつどい」「商品セミナー」を合わせて2回が上限です。</p>	当日のほか、準備に関わっても請求できますが一つの企画に対して合計1回の請求金額1,000円が上限です。
エリアの委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長 月額2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会議(月1回) 1,000円/月 ・定例会議外の活動 (作業もしくは要員) 1,000円/企画ごと 	
実行委員会、プロジェクト等	・固定費なし	・活動参加日数×1,000円	エリア委員会メンバー以外の実行委員やプロジェクトメンバーへの企画当日の活動費も支給します

※会議参加活動費は、1会議あたりの基準です。

同じ日に異なる会議に参加した場合は参加の都度支給されます。

※オンラインでの活動(会議参加や企画主催など)も活動費の支給対象です。

役 職	固 定 費	活 動 費	備 考
エリア委員長	月額35,000円		
エリア副委員長	月額30,000円		
ブロック委員長	月額20,000円		
エリア活動担当	月額20,000円	活動参加日数×1,000円	エリア委員会メンバーの役割を持つ活動に対して、会議あたりではなく、活動した日数で支給します

※オンラインでの活動(会議参加や企画主催など)も活動費の支給対象です。

(オンラインでの会議参加は、ZoomやLINEでのビデオ通話が支給対象で、LINEのメッセージのみのやりとりは対象になりません)

(組合員活動施設使用規程より)

組合員活動施設は、組合員の生活文化の向上と地域社会との協同に役立つことに使用されます。

おかやまコープの組合員組織および本規定に適う組織が使用できます。

1. 使用の優先順位

- ①生協の主催する企画(生協=理事会、エリア委員会、ブロック委員会、コープ委員会)
- ②組合員組織の機関会議および理事会、エリア委員会が設置した委員会等の会議
- ③おかやまコープクラブ、おしゃべりパーティー
- ④その他(講座を含む一般での利用)

ただし、営業行為および営利を目的としたもの、宗教、政治等に関係する目的としたものは使用できません。また、生協の理念や運営上支障があるもの、公序良俗に反するものは、使用できません。

2. 使用できる時間(業務の都合等で使用できない場合・期間があります)

- ・センター = 10:00~20:00(月~金)
- ・店舗 = 10:00~20:00(店舗営業日)

3. 使用料金

<センター・店舗>

	会議室(和室・ホール)				調理室			
	10:00- 12:00	13:00- 15:00	15:30- 17:30	18:00- 20:00	10:00- 12:00	13:00- 15:00	15:30- 17:30	18:00- 20:00
生協主催の行事	無料							
機関会議等	無料							
コープクラブ、おしゃべりパーティー	300円	300円	300円	300円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
その他(講座含む)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円

※冷暖房使用の場合は、各料金区分ごとに一律100円を加算します。

※使用時間が超過する場合は、使用区分料金の1/2を徴収します。

※調理室を会議で使用する場合は、会議室料金を適用します。

※使用料金は、経費等を勘案して改訂する場合があります。

※おかやまコープクラブで登録して開催する「ふれあいいきいきサロン」、「お食事会」「子育てひろば」など、福祉ボランティア活動で使用する際の使用料は無料としています。

● 活動中の事故に備えての補償制度

4. 使用申込にあたって

- ・優先順位で定める①生協主催の企画および②機関会議等は、使用当日の3ヶ月前から受付けます。③おかやまコープクラブ、おしゃべりパーティー、④その他は、使用当日の1ヶ月前から受付けます。(各施設に登録する講座は、別途定めます。)
※使用当日直近の申込で、該当施設がすでに予約されている場合は、優先順位にかかわらず変更できない場合があります。
- ・施設の利用を希望するものは、それぞれ「所定の申込用紙」に必要事項を記入し、使用料金を添えて申し込みます。但し、生協主催の企画、機関会議は、この限りではありません。
- ・キャンセルは、使用当日1週間前まで受付けます。それ以降については、納付された使用料金は、キャンセル料として返還しません。但し、施設管理者の都合で変更した場合は、この限りではありません。
※講座の予約・申込については、連続して定期的に使用することから上記の決まり以外で予約(仮押え)できます。正式申込は、1ヶ月単位で1ヶ月前から受付けます。
但し、生協の企画等で変更をお願いする場合があります。

5. 管理

- ・予約時間には、準備・片付けの時間を含みます。
- ・机・椅子等は、使用者で準備、撤収します。使用した器具備品は、所定の場所に返却し、使用前の状態に戻します。
- ・使用後の片付けを行い、ごみ等は使用者が持ち帰り処分するようにします。
- ・組合員活動施設は、禁煙です。
- ・器具備品は、大切に使用し、万一破損した場合は、速やかに施設管理者に申し出、その指示に従うものとします。
- ・ガスの開閉、冷暖房、電灯等を使用した場合、必ず元の状態に戻します。
- ・この他、施設ごとの使用ルールに従うものとします。
- ・本規定が守られない場合、施設管理者の指示に従わない場合は、申込および利用をお断りする場合があります。

おかやまコープは、組合員活動中の事故などに備えて行事保険(行事参加組合員の保険)を用意しています。活動中に事故が起った場合は、事故の大小を問わず必ず最寄りのセンター・店舗へ連絡してください。

1. 見舞金制度

組合員(いっしょに参加している子ども含む)が行事参加中や開催場所と自宅の往復途上で、偶然の事故によりケガをされた場合、入院や通院の日数に応じてお見舞金が支払われます。

たとえば

- ・会場の階段を踏み外して骨折した
- ・会場に行く途中で、交通事故にあいケガをした
- ・会議の前夜、開催地のホテル宿泊中に火災にあいやケドを負った

見舞金制度の補償金額

死 亡	200万円
後遺障害	8～200万円
入院日額	1,500円
通院日額	1,000円

2. 賠償の保障制度

生協が行事参加中の組合員や他の人にに対して、主催者として責任を負わなければならないような事故によって組合員や他の人が損害を受けた場合(身体・物品)賠償金が支払われます。

賠償による保障制度の支払限度額 (免責金額1,000円)

対 人 賠 償	1名 1億円／ 1事故 2億円
対 物 賠 償	1事故 1,000万円
預り物賠償	1事故 500万円／ 期間中通算 500万円

3. 対象となる行事

行事保険の対象となるのは「生協の主催行事」「生協の運営にかかわる活動」で次のような行事です。

- ・組合員会議(コープくらしのつどい、コープ委員会、各種委員会など)
- ・組合員の自主的な活動(おしゃべりパーティー、おかやまコープクラブなど)
- ・組合員を対象とした学習会、研修会、産地工場見学など
- ・その他、生協が主催する組合員を対象とした行事

※次のような場合は行事保険の対象となりません。

- ・生協のお店で買い物をしているときや配送などで商品を受取中の事故によるケガ
- ・組合員の行事参加中の病気
- ・その他、保険の免責事由

● 緊急災害時、気象警報発令時の対応

組合員活動をすすめる上でケガや事故、トラブルは避けなければいけません。安全確保を最優先に、危険予知をしながら、早めの対応を行います。

1. 気象警報発令時の対応

この対応は、「組合員及び参加者の安全が確保されること」が第一です。また、組合員の財産・職員の安全・生協の財産が確保されていることも必要です。

気象警報発令時、組合員活動(企画・会議)の主催者もしくは責任者は、下記の内容で対応します。

①組合員活動(企画・会議)当日、午前7時(もしくは開始3時間前)の時点で、何らかの気象警報が発令された場合は、屋内外での活動を問わず、原則中止もしくは延期とします。

・地域によって発令される気象警報が異なる場合がありますが、組合員活動の会場の所在地、参加者の住所等が該当する場合は、原則中止もしくは延期とします。

②また、組合員活動(企画・会議)終了後、参加者が帰宅されるまでに警報の発令が予測される場合も原則中止もしくは延期とします。

③台風の接近などで気象警報が発令されそうな場合は、組合員活動(企画・会議)開催日までに余裕をもって、担当事務局(コープ委員会・ブロック委員会=センター、エリア=エリア事務局)と相談し、開催の可否を判断します。※1

・事前に参加予定者の連絡網、講師など相手先がある場合はその連絡先等を把握しておきます。

④気象警報発令時の組合員活動の相談は、担当事務局(同上)と行います。担当事務局(同上)と連絡が取れるよう各事務局の連絡先、センター・店舗の連絡先を掴んでおきます。

⑤組合員活動(企画・会議)の日程変更や事故等が発生した場合は、速やかに担当事務局(同上)に連絡をします。

※1 たとえば、メーカー商品セミナー等で講師が遠隔地の場合、交通機関によっては移動できず、これらないなどのケースも想定されます。

<参考資料>

気象警報の種類

○**特別警報**：大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報

○**警報**：大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報・波浪警報・高潮警報

2. 緊急地震速報発令時の対応

組合員活動中に大地震が発生した場合、組合員の安全の確保および避難誘導のために、以下の行動をとるように呼び掛けます。そのために、あらかじめ会場の非常口、避難場所などの確認を行います。

①地震が発生したら、安全を確保する行動をとります。

倒れてくる家具や落下物に注意し、机の下にもぐる、カバンなどで頭を守るなど落ち着いて、自分の身を守ります。

②揺れがおさまったら、火元を確認します。

火の始末をし、出火していたら消火器で消火します。消火が困難な場合は、身の安全を守ることを最優先し避難します。

③安全な場所に避難誘導をする。

駐車場など安全な場所や避難場所へ誘導します。逃げ遅れた組合員がいないことを確認しそみやかに避難します。

④津波の対策

強い地震や長い時間の揺れを感じたら津波の発生が予想されるため、すばやく高台か高いビル(鉄筋コンクリート造りで3階以上)へ避難します。

● 公益財団法人おかやま環境ネットワーク

～かけがえのない地球、未来のこどもたちへ～



おかやまコープの環境分野での社会貢献の一環として、資金を提供し、企業、個人や団体に呼びかけ、2001年8月1日に、県の許可を受けて発足しました。

地域環境を大切にするための啓発活動に取り組み、その他さまざまな環境活動を実践しています。

個人、団体、企業、生協及び専門家のネットワーク組織です。

1. こんな活動をしています

※各企画は、Wiークリーコープでお知らせします。どなたでも気軽に参加できます。

①学習・啓発・交流活動等

- ・市民のための環境講座・体験プログラム
- ・環境家計簿活動
- ・シンポジウム・環境団体助成

②環境活動を応援します

おかやまコープ組合員活動等で環境に関する取り組みについて、さまざまな相談に応じます。環境に関する学習会をしてみたいなど、お気軽にご相談ください。また、「環境家計簿カレンダー」を使った出前講座(1時間～)等もできます。参加者には「環境家計簿カレンダー2023」をプレゼント(先着100名)。詳しくはお問い合わせください。

2. あなたにもできることがあります!

会員になってご協力・ご支援をお願いします。(個人会員 年会費2,000円)

会員へはさまざまな企画・情報を提供します。

問い合わせ先

公益財団法人おかやま環境ネットワーク
〒700-0026 岡山市北区奉還町一丁目7番7号オルガ6階
携帯電話 070-2355-1420 FAX 086-256-2565
Eメール kankyouonet@okayama.coop
ホームページ <https://www.okayama.coop/kankyouonet/>
Facebook 公益財団法人おかやま環境ネットワーク

● 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

ひとりでは情報も力も足りない消費者が、ネットワークを作って情報を集め、力にしています。消費者に代わって、事業者の不当な行為を止めるように申入れや訴訟を行う、適格消費者団体です。



■ 消費者団体訴訟制度って?

消費者被害が起きてから、1件1件を個別に解決していく方法では、被害の未然防止や、被害拡大防止には限界があります。消費者に代わって事業者の不当な勧誘や契約条項・表示など「不当な行為」を止めるように内閣総理大臣が認定した「消費者団体」が請求できる制度をいいます。

■ 岡山で改善を実現しています。

- 「『お試し』と大きく表示、実は定期購入」のネット不当広告表示の改善
- インターネット健康食品販売の不当広告表示の改善
- 振袖レンタル会社のキャンセル料金、解除権の改善
- 医療機関に対するがん免疫療法の途中解約金の改善など



「STOP! 消費者被害」
動画をホームページ公開中

■ 消費者トラブル情報をご提供ください

「この契約・表示、消費者に一方的に不利じゃない?」「このままだと、他の人にも被害が…」と思ったら、ご連絡ください。不当契約・不当勧誘などの消費者トラブルや被害情報を受付けています。情報を専門家で検討し、消費者被害を防いだり、拡大を防ぎます。

■ ワークショップや見守り講座をやってみよう!

「消費者被害あるある!!」「成年年齢引下げでどうなる?!」などワークショップや地域の見守り力アップ講座の出前(無料)をします。※詳しくは、「活動メニュー集 P.33」

■ 会員を募集しています!

会費と寄付で運営しています。ご支援とご協力をお願いします。

個人正会員	1口	3,000円
個人賛助会員	1口	1,000円

問い合わせ・情報提供先

適格消費者団体 NPO法人 消費者ネットおかやま
〒700-0026 岡山市北区奉還町一丁目7番7号 オルガ5階
TEL 086-230-1316 FAX 086-230-6880
Eメール npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp
ホームページ <https://okayama-con.net/>



●《おかやまコープの事業所一覧・問合せ先》

オルガ本部 〒700-0026 岡山市北区奉還町一丁目7番7号
大代表(受付) (086)256-2511
ホームページ <https://okayama.coop/>

藤田本部 〒701-0296 岡山市南区藤田564-178
大代表(受付) (086)296-6211

組合員活動グループ	(086)256-2570
福祉グループ	(086)256-2593
生活支援サービス総合窓口	☎ (0120)378-502
仲間づくり・共済推進グループ	(086)230-6303
たべてん便受注センター	☎ (0120)014-899
問合せセンター	☎ (0120)662-538

センター

東岡山センター	〒703-8225	岡山市中区神下595-1	(086)279-6712
長船センター	〒701-4275	瀬戸内市長船町福里171-1	(0869)26-4414
赤磐センター	〒709-0811	赤磐市高屋401-1	(086)955-7201
津高センター	〒701-1152	岡山市北区津高140-1	(086)252-6682
陵南センター	〒701-0135	岡山市北区東花尻296-3	(086)292-2863
藤田センター	〒701-0296	岡山市南区藤田564-178	(086)230-6080
倉敷東部センター	〒701-0103	倉敷市西尾11-6	(086)462-9319
玉島センター	〒713-8113	倉敷市玉島八島161-1	(086)525-3145
水島センター	〒712-8043	倉敷市広江一丁目2723-6	(086)455-4534
津山センター	〒708-1116	津山市野村532	(0868)29-3138
真庭センター	〒719-3111	真庭市開田177-1	(0867)52-0898
久米センター	〒709-4613	津山市宮尾328	(0868)57-2272
総社センター	〒719-1131	総社市中央六丁目7-101	(0866)93-1836
新見センター	〒718-0015	新見市石蟹42	(0867)76-2003
笠岡センター	〒714-0098	笠岡市十一番町11-33	(0865)62-4709
井原センター	〒715-0006	井原市西江原町1909	(0866)63-1199

※センターへは委員会活動に関わることに限りお電話ください。
(電話番号は一般公開していません)

コープ(店舗)

コープ西大寺	〒704-8112	岡山市東区西大寺上三丁目8-41	(086)942-1533
コープ東川原	〒703-8255	岡山市中区東川原188-1	(086)273-3327
コープ山陽	〒709-0816	赤磐市下市277-1	(086)955-9668
コープ大野辻	〒700-0975	岡山市北区今三丁目26-28	(086)241-1844
コープ大福	〒701-0204	岡山市南区大福314	(086)281-6220
コープ福富	〒702-8033	岡山市南区福富東一丁目5-2	(086)262-6634
コープ北畠	〒712-8032	倉敷市北畠五丁目20-53	(086)456-6211
コープ倉敷北	〒710-0065	倉敷市宮前38	(086)434-2511
コープ林田	〒708-0822	津山市林田117-2	(0868)32-0100
コープ総社東	〒719-1126	総社市総社1370-3	(0866)94-2800
コープ鴨方	〒719-0243	浅口市鴨方町鴨方1524-1	(0865)45-8055

福祉事業

居宅介護支援・ホームヘルプサービスセンター岡山	(086)256-3233
居宅介護支援・ホームヘルプサービスセンター倉敷	(086)423-6611
デイサービス津島西坂	(086)256-2700
デイサービス中島	(086)275-9015
デイサービス・オルガ	(086)252-7721
デイサービス倉敷幸町	(086)441-6262

エリア事務局

(岡山東・岡山西・倉敷・美作・備北・井笠)

全エリア	〒700-0026	岡山市北区奉還町一丁目7番7号	TEL (086)256-2677
			FAX (086)256-2585

コープステーション

コープステーション富山	〒703-8267	岡山市中区山崎10
コープステーション桜が丘	〒709-0721	赤磐市桜が丘東二丁目2-662
コープステーション邑久	〒701-4241	瀬戸内市邑久町福元608-382
コープステーション関	〒703-8232	岡山市中区関333-11
コープステーション南方	〒700-0807	岡山市北区南方一丁目7-13
コープステーション上中野	〒700-0972	岡山市北区上中野二丁目12-5
コープステーション新福	〒700-0943	岡山市南区新福一丁目19-38
コープステーション今	〒700-0975	岡山市北区今三丁目15-23
コープステーション庭瀬駅前	〒701-0151	岡山市北区平野420-1
コープステーション連島	〒712-8014	倉敷市連島中央二丁目8-4
コープステーション中庄	〒701-0114	倉敷市松島1061-3
コープステーション茶屋町	〒710-1101	倉敷市茶屋町504-1
コープステーション衆楽園	〒708-0004	津山市山北801
コープステーション総社	〒719-1131	総社市中央一丁目23-107
コープステーション井原	〒715-0019	井原市井原町349

子会社

株コープピーアンドエス	〒700-0026	岡山市北区奉還町一丁目7番7号	(086)256-7244
株コープファームおかやま	〒701-4301	瀬戸内市牛窓町長浜3208-1	(0869)24-7340
株ハートコープおかやま			

オルガ本部

086
256-2511



JR岡山駅中央改札口を出て徒歩約7分
有料立体駐車場があります。(車高155cmまでの車両)
コーピー・アンド・エス事務所は、1階にあります。

コープ西大寺

086
942-1533



コープ山陽

086
955-9668



コープ大福

086
281-6220



藤田本部

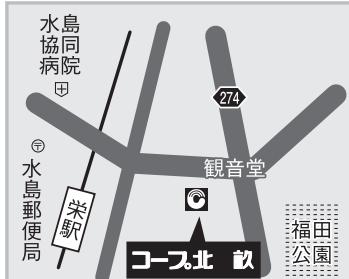
086
296-6211



商品センター・藤田センターが併設されています

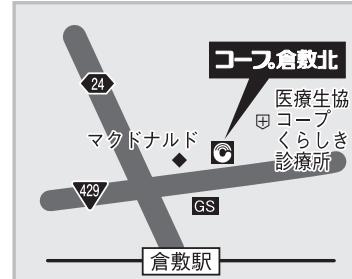
コープ北畠

086
456-6211



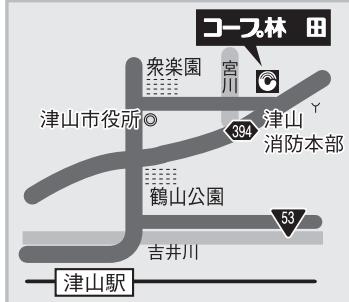
コープ倉敷北

086
434-2511



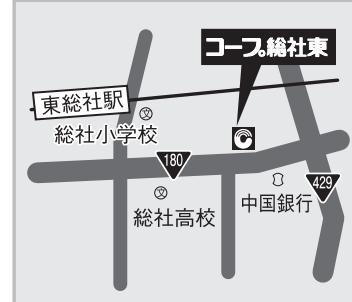
コープ林田

0868
32-0100



コープ総社東

0866
94-2800



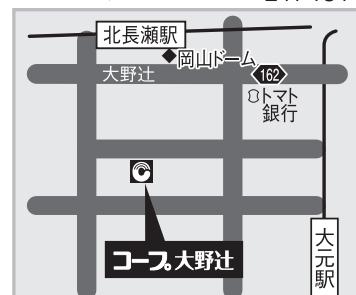
コープ東川原

086
273-3327



コープ大野辺

086
241-1844



コープ鴨方

0865
45-8055



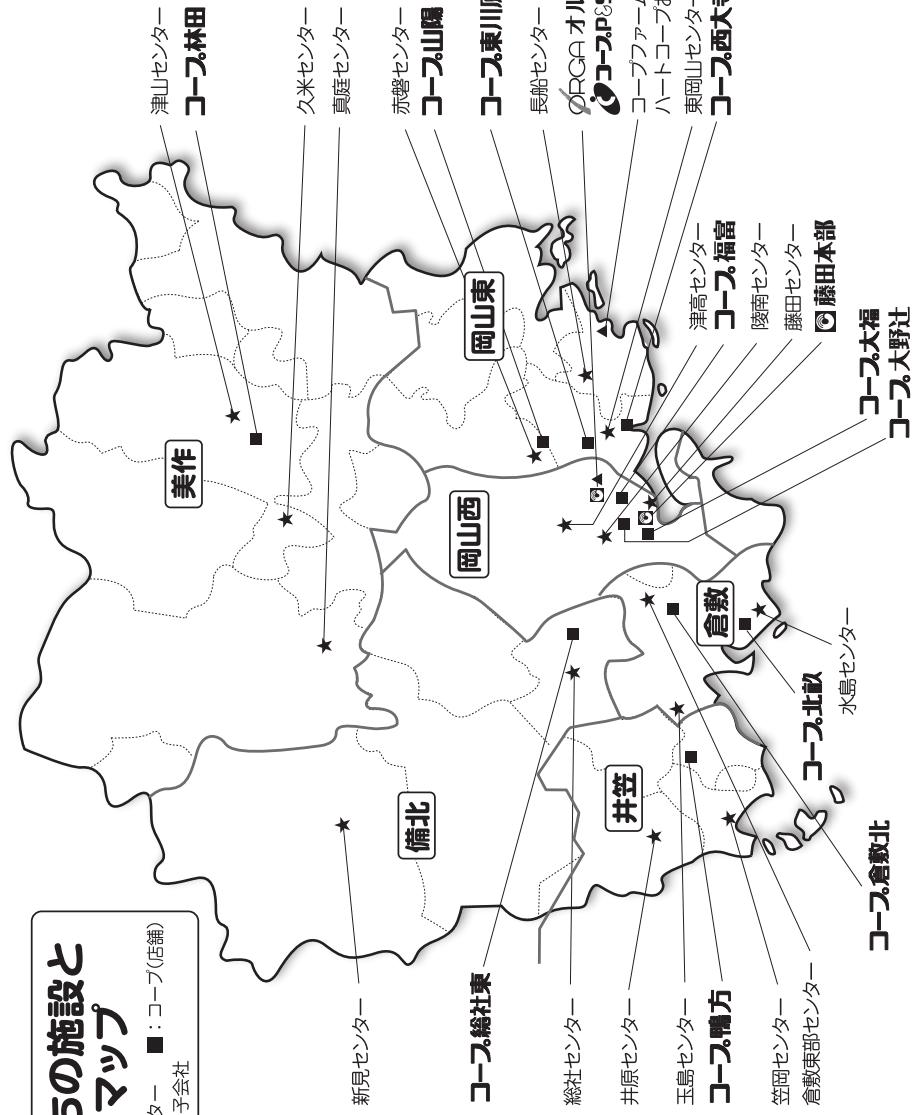
コープ福富

086
262-6634



わたしたちの施設と エリアマップ

■：本部 ★：センター ▲：おかやまコープの子会社



○わたしの委員会

エリア

センター

ブロック

委員会

名前

組合員コード

<input type="text"/>					
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

性別

住所

これは私にとって非常に大切な活動の手引きです。
拾われた方は誠にお手数ですがおかやまコープ
までお知らせくださいるようお願い致します。